# 令和5年第1回(定例会)

## 笠置町議会 会議録 (第3号)

招集年月日	令和5年3月23日 木曜日								
招集場所	笠置町議会議場								
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和5年3月2 10時15分	23 日		議長	西 昭	夫		
	延 会	令和5年3月23日 16時45分			議長	西 昭	夫		
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号		氏 名	出欠	出席	
	1	向出 健	0		5	坂本英人	0	7名	
	2	松本俊清	0		6	田中良三	0	欠席 0名	
	3	大倉 博	0		7	由本好史	0	欠員	
	4	欠 員			8	西 昭夫	0	1名	
地第121年 自治条は明 は り は り は り し 氏	職	氏 名	出欠		職	氏 名	出欠		
	町 長	中淳志	0	税課	住民長	石原千明	0		
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	0	保課	健福祉 長	岩﨑久敏	0	出席 10名	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	0	商課	工観光長	大西清隆	0	欠席	
	会計管理者	増田紀子	0	建課	設産業 長	福島学	0	0名	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	0	人課	権啓発長	石川久仁洋	0		
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	0	衵	查	井上卓弥	0		
会 議 録 署名議員	5 番	坂本英	人	6	3 番	田中良	Ξ		
議事日程	別紙のとおり								
会 議 に 付した事件	別紙のとおり								
会議の経過	別紙のとおり								

### 令和5年第1回笠置町議会会議録

#### 令和5年3月9日~令和5年3月29日 会期21日間

議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月23日 午前10時15分開議

第1	会期延長の作	‡
第2	議案第28号	笠置町個人情報保護法施行条例制定の件
第3	議案第29号	笠置町個人情報保護審査会設置条例一部改正の件
第4	議案第30号	笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例一部改正の件
第5	議案第31号	笠置町における開発行為に関する条例制定の件
第6	議案第32号	令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件
第7	発委第2号	笠置町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
第8	議案第23号	令和5年度笠置町一般会計予算の件
第9	議案第24号	令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
第10	議案第25号	令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
第11	議案第26号	令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件
第12	議案第27号	令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件
第13	一般質問	

#### 開 会 午前10時15分

議長(西 昭夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程に入ります前に、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。町長。 町長(中 淳志君) 皆さん、おはようございます。

先日の本会議において、私の答弁がきちんと結論だけ申し上げればよかったんですが、話があちこち飛んで、無用な混乱を引き起こしてしまったことについては、大変申し訳なく考えております。なるだけ簡潔に結論だけ述べるようにということで再三注意を受けておったわけですが、きちんと説明しようとすると、いろいろなところへ話が飛んでしもうたということで、今後はそのようなことがないように十分に注意したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。どうも申し訳ございません。

議長(西 昭夫君) 日程第1、会期延長の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日までと議決されましたが、議事の都合により、3月29日まで 6日間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。よって、会期は、3月29日まで6日間延長する ことに決定しました。

議長(西 昭夫君) 日程第2、議案第28号、笠置町個人情報保護法施行条例制定の件、日程第3、議案第29号、笠置町個人情報保護審査会設置条例一部改正の件、日程第4、議案第30号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例一部改正の件の3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) それでは、議案第28号から30号までの3議案について一括提案を申 し上げます。

議案第28号、笠置町個人情報保護法施行条例制定の件、議案第29号、笠置町個人情報保護審査会設置条例一部改正の件、議案第30号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手

続等に関する条例一部改正の件の3件について、一括して提案理由を申し上げます。

令和3年9月、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が制定され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が一本化され、共通のルールが規定されました。

議案第28号につきましては、法律の改正に伴い、自治体において個人情報保護法の施行 に関する条例の制定が必要となるため制定するものでございます。

議案第29号、議案第30号につきましては、個人情報保護法の改正に伴い、条文の追加、 改正及び文言整理を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(西昭夫君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第28号から議案第30号の3件につきまして、議案の説明をさせていた だきます。

先ほど町長の説明にもありましたが、今回、令和3年9月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されました。国における個人情報保護法、行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法、民間における個人情報保護法、地方公共団体ではそれぞれの自治体で制定いたします個人情報保護条例、これらが一本化され、共通のルールが規定されたものでございます。これによりまして、それぞれで独自の適用となっておりましたところが一本化されまして、所管といたしましては個人情報保護委員会が所管することとなり、新個人情報保護法と言われるものが国や独立行政法人、民間事業者、地方公共団体、全ての団体に同一のルールで運用されることとなったものでございます。

それでは、まず、議案第28号、笠置町個人情報保護法施行条例の制定につきまして説明 させていただきます。

1ページをお願いいたします。

この施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律、これが新たに改正された法律でございますが、この法律に関しまして必要な事項をそれぞれ自治体が定めることということが趣旨に規定しております。

定義につきましては、この個人情報保護法、法律において使用する用語に倣って使うということとしております。今までの笠置町における個人情報保護条例におきましては、この趣旨、定義におきましても町で規定していたものでございますが、ここはもう国の法律に準じ

るというところでございます。

実施機関におきましては、町長部局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会となっております。

第3条におきましては、手数料を規定しておりまして、開示請求に係る手数料は無料としております。ただし、実費弁償といたしまして、複写代であったり郵送費用であったりというものを徴収するということとなっております。

審査会でございますが、第4条におきまして、これら実施機関におきましては、取扱いに関しまして、この保護法の施行条例の改正また廃止しようとする場合は、笠置町の個人情報保護審査会に諮問するということとなっております。

第2号における法第66条の1項の規定に基づき講ずる措置の基準というものでございますが、こちらは個人情報の漏えいや滅失、棄損の防止のための安全管理措置、これらの基準を定めようとするときに諮問するということとなっております。

第5条におきましては、規則に運用、必要な事項を別途定めるということとしております。 2ページにおきましては、この施行期日となっております。

第1条の施行期日につきましては、国の法律の施行日ということ、附則の施行日となりますが、令和5年4月1日となる予定でございます。

第2条におきましては、町で現在運用しております笠置町の個人情報保護条例と特定個人情報保護条例を廃止するものでございます。先ほど言いましたルールの一本化に伴いまして、町で保有する条例2つにつきましては廃止されるというものでございます。

第3条以下につきましては、経過措置となっております。現行の個人情報保護条例と特定 個人情報保護条例につきましての取扱いを規定したものでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。

この附則の中におきまして、罰則規定を設けることとなりました。第5項それから第6項でございます。

第5項におきましては、個人情報保護ファイルの提供等をした場合は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということとしております。

第6項におきましては、この第三者への不正な利益を図る目的で提供または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するということを規定しております。

これら罰則規定があることから、検察庁との協議が必要となっております。当町のこの施 行条例制定に関しましては、令和5年3月9日付で検察庁との協議が終了し、異議なしとい う回答を得ておりますので、それをもちまして追加提案させていただきました。

続きまして、議案第29号でございます。笠置町個人情報保護審査会設置条例一部改正の 件でございます。

こちらにつきましては、先ほどの個人情報保護法の改正に伴いまして、文言整理をしたも のでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

まず、趣旨の欄でございます。

笠置町個人情報保護条例は廃止となりますので、そこの部分を削除し、この個人情報保護審査会において設置、審議する内容について改正をしたものでございます。また、設置につきましては、法律に基づくもので設置し、内容について調査、審議することというものが規定されております。

第2条第2号におきまして、個人情報保護法施行条例の規定の欄は空欄としておりますが、 先ほどの第28号の制定、採決に伴いまして、こちらには文言が入るというものとなってお ります。

審査会につきましては、現行、きっちりとした規定がございましたので、審査会におきま しては、会長が招集し、議長となるというような項目を入れたものでございます。

以降につきましては、条番号の繰下げということになっております。

続きまして、議案第30号でございます。笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続等に 関する条例一部改正の件でございます。

こちらにつきましても、個人情報保護条例の廃止に伴いまして、項目の条文の変更として おります。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第9条におきまして、秘密保持の義務の欄で、笠置町個人情報保護条例こちらの廃止に伴いまして、個人情報の保護に関する法律こちらの規定に基づいて、秘密の保持を行う措置を 講じるというふうに改正したものでございます。

以上、第28号から第30号につきまして3件の説明を終わらせていただきます。

議長(西 昭夫君) これから質疑を行います。

まず、議案第28号、笠置町個人情報保護法施行条例制定の件の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから議案第28号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、笠置町個人情報保護法施行条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第28号、笠置町個人情報保護法施行条例制定の 件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第28号、笠置町個人情報保護法施行 条例制定の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、笠置町個人情報保護審査会設置条例一部改正の件の質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから議案第29号の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号、笠置町個人情報保護審査会設置条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第29号、笠置町個人情報保護審査会設置条例一 部改正の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第29号、笠置町個人情報保護審査会 設置条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第30号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例一部改正の件の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例一部改 正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第30号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例一部改正の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第30号、笠置町公の施設の指定管理 者の指定の手続等に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第5、議案第31号、笠置町における開発行為に関する条例制定の 件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第31号、笠置町における開発行為に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

笠置町は、都市計画法における都市計画区域外ですが、無秩序な開発を防止し、町民の方の健康で快適な生活環境の確保と自然環境の保護を目的に、開発行為に関する手続等について規定するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第31号、笠置町における開発行為に関する条例制定の件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長の説明にもありましたとおり、笠置町においては、都市計画法における都市計画区域外でありまして、現状は昭和60年に作成いたしました笠置町宅地造成等開発事業に関する指導要綱により対応しているところでございます。町長との事前協議や関係者の同意、安全確保について、この要綱において規定しておるものでございますが、より強制力、実効力を持たせるために条例を制定するものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

まず、この条例の目的といたしましては、笠置町で行われる開発行為に関しまして、無秩 序な開発を防止し、町民の健康で快適な生活環境の確保と自然環境の保護、これに資するこ とを目的として定めるものでございます。

定義といたしましては、この開発行為に関するものでございますが、住宅用地や事業所用 地、また工場用地等の造成や建築物の建築等、それらの変更に関するものでございます。

第3条におきましては、町の責務を記載しております。町といたしましては、住民の健康で快適な生活環境の確保が図られるよう必要な措置を講じるように努めるということとしております。また、事業者におきましては、住民の同様の生活環境確保に努めるとともに、町の実施する土地利用に関する施策に協力していくということを責務としております。

第4条におきましては、町との協議が必要ということを規定しております。開発しようとするその面積が500平方メートル以上で、土地の区画形質変更を伴うもの、また5区画以上ということは、5筆で500平米を超えるというものは、これらの協議が必要というふうに規定しております。ただし、2ページに記載しております第1号から第6号に関しましては、それぞれの行為について協議は不要としております。ただし、協議をしなければならないとしているものからは除外するものと考えております。

第5条におきましては、この協議の事項におきましてですが、この協議につきましては、 法律の第33条の規定に準じて町長と協議するというふうにしております。

第6条におきましては、住民との説明会を開催し、また、その利害関係を有する者からは 同意を得る必要があるというふうにしております。

詳細につきましては、今後、規則で規定していくこととしておりますが、現状考えておりますのは、周囲大体200メートルぐらいの区域内、またその地区の区との協議が必要というふうな規定を考えております。

続きまして、3ページでございます。

第8条におきましては、この協議結果を町長は通知をするというふうにしております。

第9条におきましては、事前に協議をしたものを変更しようとする場合は、再度協議が必要というふうにしております。

第10条につきましても、再協議を規定したものでございます。

第11条におきましては、工事着手の届出を求めるものでございます。協議結果通知で協議の結果通知を受けた事業者、もちろん開発が可能という通知ですけれども、そちらを受けた者につきましては、着手した場合、届出が必要としております。

第12条におきましては、工事完了の検査を受けなければならないとしておるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第14条におきましては、完了報告、また町の立入調査を受ける必要があるということを 規定しておるものでございます。

第15条におきましては、開発協議をせずに開発行為や工事に着手した者、また虚偽を開発協議の申出をした事業者につきましては、それらの氏名、住所等を公表するというふうな 規定としております。

第16条におきましては、それぞれ必要な事項を規則で定めるというふうに規定しておる ものでございます。

こちらの条例につきましては、令和5年4月1日から施行予定で現在進めているところで ございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長(西 昭夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、坂本議員。 5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

先ほど総務課長からありましたけれども、強制力、実効力とはどんなもののことなのでしょうか。それが第15条のことであるとするならば、それで本当に恐れているような事態を 免れるのかどうかということ。何のために、どんな開発を想定されて、この条例はつくられているのか。

僕個人的に不安に思っておりますのが太陽光発電。太陽光発電が発電所建設工事が行われた際に、カドミウムの心配がどうしても懸念としてあると思うんですけれども、農地は今、活用するように法は多分緩んだのかと思うんです。農地を駐車場にしたりとかというのはよくあることやと思うんですけれども、農地に太陽光が建設されると、例えばそれで被害が出たときに、どれぐらいの被害を想定されて、こういうものをつくろうと思っているのか、これ開発やからめちゃくちゃ大きいとは思うんですけれども、多分こういう過疎地域だったら、一番今リスクあるのはそこなのかなと思っているんです。

その辺の考え方をお聞きしたいのと、やっぱり笠置町の景観がいいと思って住んでいる人もたくさんいると思うんですよ。その景観に対する補償というものは、笠置町、開発としてどういうふうに考えているのかということをお聞きしたい。

そういうことが考えられている条文が必要ではないのかなと思うんですけれども、いかが

お考えでしょうか。

議長(西昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

今の坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明いたしましたように、昭和60年に指導要綱というものができております。こちらにつきましては、協議が必要であったりとか住民の同意が必要というところではございますが、いかんせん、もう30年以上前のものでございます。内容についての見直し等も必要でありまして、先ほど言われました太陽光発電については、この要綱の中には規定されていないものでございます。太陽光発電のみに限定したものという条例も他の自治体ではつくられているという状況ではございますが、うちのほう、まずこの宅地造成、開発行為に関しましての規制等、何も、規制といいますか、手続等に関しまして規定したものがございませんでしたので、まずそちらを制定させていただきました。

おっしゃっていただきましたように、農地を駐車場にしたり、それから近年、太陽光発電施設、設備について、農地のほうを活用されているところではございますけれども、言いましたように、笠置町、史跡名勝笠置山もございますし、ほかの景観等のこともございます。今、開発といいますか、農地を整備しようとなっているところ、そこらの史跡名勝地から除外されているところもございますが、この条例によりまして、全て協議をし、それら今後懸念される内容について、町のほうも指導した中で届出をしていただこうというふうに考えております。

太陽光におきまして、先ほど坂本議員おっしゃいましたように、今後の廃棄に関しまして の心配のこともございますし、処理それから老朽化した場合のもの、処理の仕方等につきま して、そちらも計画の中で、この条例の中で求めていくというふうに考えております。

被害の想定ですけれども、今現状としてどれぐらいの規模のものというふうにはないですけれども、細かく想定したものはございませんが、先ほどの廃棄処分、経年による廃棄処分、それから建設した場合の地盤、土砂崩れ等の心配というのは想定されるものと考えております。限定、まずはこの条例で対応できるものであれば、全てこちらで包括したいのではございますが、今後、太陽光発電に限ったものについても、検討していく必要があるというふうには考えております。住民の方に負荷をかけるような内容になることでもございますので、今後、住民の意見を公募した中で、そちらのほうも進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

議長(西昭夫君)景観保護に関する考え方。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) すみません。

景観につきましては、史跡名勝笠置山の管理区域になっているものにつきましては、もちろんそちらの協議が法律上はございますので必要ですけれども、そちらから外れたものにつきましては、景観を崩さないもの、高さ制限とかここらで規定しているものは、この条例の中ではございませんが、規則の中で高さであったりとか、何かしら入れていく必要はあるのではないかと思っております。

今細かく規則のほうで、このものというところは、今整備しているところではございますが、計画書であったりとか、平面図、またそういう現況図から図面等をつけていただきまして、その中で協議をしていくというふうに考えております。完成図面なり、完成の想定図等で、完成の予定図面等によりまして協議の中に入っていくものだと考えております。

以上です。

議長(西 昭夫君) 建設課長。

建設産業課長(福島 学君) 失礼いたします。

農地の転用の件のお話が少し出ましたので、建設産業課のほうからもお答えさせていただ きます。

農地の転用につきましては、営農に支障がないかどうかというのを判断させていただいた上で、転用ができるということになっております。ただ、例外、今、太陽光という話も出ましたし、このほかの開発行為ですよね、農地法では農地の縛り、営農に支障がないというのはできるんですけれども、それ以外の話については農業委員会のほうでは対応できなくて、やっぱり住民参加の協議、説明というのがなかなかなされないというのが現状でございます。この開発の条例によって、まずは周辺地域の住民さんに説明、概要、こういうことをするんだよという説明をされて、協議いただいた中で納得いただいた上で進めていただけるものかなと思っております。

ただ、これ、農業委員会だけの話ではなくて、環境衛生とかいろいろな問題があって、その法の縛りでは解決できるかなと思うんですけれども、それ以外のことでは大まかな開発行為というのはなかなかその説明というのが求められないので、大変農業委員会としてはありがたい条例かなと思っております。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

強制力、実効力の部分はどうなのかなというのは抜けているのかなと思っていたりするんです。いろいろな縦割りの中で横を結んでできるというのはいいことだと思うんですけれども、僕、農地で心配しているのは、家というのは一枚板じゃないじゃないですか。枚数が枚数が小さい田んぼが重なっての田んぼじゃないですか。上で問題あったら、下まで水流れていますよね。災害が起きるときの想定というのは、6、7やと思うんです。台風時期も含めて10月手前ぐらいまで最近多いですかね。水というのは、もう最悪じゃないですか。カドミウムが流れたらと、どこも被害が出ていないから誰も多分まだ言えないと思うんです。ただ、処理する方法がないということは分かっているんですよね。今現段階で多分処理できないから、皆懸念を持っている。それに対して、じゃ、その土地の地主さんは、自分がやった勝負やから仕方がないのかもしれないですけれども、周りの人は一切望んでいない害かもしれないです。それに対して町が補償するのか、それとも施工会社がするのか、誰がするのかと思うんです。

先日、他の議員さんとも話ししていたんですけれども、その前金を先にもらうシステムがあるという話があったんです。補償として、この大きさのものを建てるのやったら、この補償を先にしておいてくださいねと。何かあったときは、それで対応しますよみたいな考え方が今あると。その辺も考えて、農地でしかも田んぼで、有市地区やったら、もう荒廃地めちゃくちゃ増えているし、自分も今、荒廃している立場ですわ。恥じる立場いるんですけれども、でも、仕方がない状況というのはいっぱい想定されていくと思うんです、今からの笠置町。その中でどういうふうに対応していってくれるのか。住民説明会があったとて、強行的に工事をされているところっていっぱい見てきていますよね。隣の村でもそうじゃないですか。あの規模のやつやったら分かるかもしらんけれども、田だって、小っちゃい田、小っちゃい田やったら200ないかもしらん。でも、電気って線つないだら1つのものになるんちゃうのと僕思っているんです。最終的に大きいソーラー発電所になるんじゃないのか、可能じゃないのかなと思うんです。初めは、この条例の適用外で造るじゃないですか。小さい田んぼを買いあさって、小っちゃいのから始めて、最後に線をつないだら大きくなるのちゃうのと思ったりするんですけれども、そういうことは懸念としてはないのかどうか。

議長(西昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

まず、最初に質問いただきました実効力であったり強制力というところですけれども、条例に規定することで、この公表等も実施していくと、第15条でございますけれども、虚偽の開発であったり、開発協議をせずに開発した行為、着手した事業者等につきましては、公表していくというふうに考えております。これによりまして、ある程度の制限をかけていければというふうに思いますし、町としていましても、条例制定している中で罰則というものは設けていないですけれども、これによりまして指導ができる、しやすくなるのではないかというふうに思っております。

それから、小規模であってというところでしたけれども、第4条におきましては、5区画以上で500平米以上となるものというところも想定しておりまして、言われましたように小さな田んぼを何枚かになりますと、この5区画以上というところに該当するのではないかというふうに考えております。

太陽光発電のことでおっしゃっていただきました補償金等のことですけれども、当初、太陽光発電のほうの規制の条例等も考えておりまして、調べていく中で、積立制度に加入しなければならないというふうなことも記載ありました。今後、太陽光発電に関する条例を策定の際に関しましては、先ほど検察庁と協議した中で罰則なり必要ではないか、また積立て、その補償に関する積立てであったり、担保できる何か協力金を求めるというふうなことも必要ではないかというふうなところも考えておりましたので、意見公募をいただいた中で、そういうことも踏まえまして、条例制定に取り組めたらなというふうに考えております。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

以上です。

5番(坂本英人君) これから人が減って、もっと農地が荒れていく可能性のほうが高い中で、やっぱり太陽光というのは望んでいる人もたくさんいるとは思うんですけれども、うちの町に必要かどうかということも考えながら、やっぱり行政が先手先手を打って住民に安心・安全を提供できるような条例も、もうすぐつくらなあかんと思うんですよ。取りあえず、これで1つクッションができたという考え方を持って、じゃ、次何をするというのが大事やと思うんで、できれば、これ2つ同時に出していただきたかったというところもあるんですよね、正直。こういうことはいたちごっこで、いろいろな試行錯誤を繰り返していくこともあると思うんですけれども、太陽光も今あまりいい話を聞かないことのほうが多いです。造るだけ造って、その会社ごと売ってとか、いろいろな話題がたくさんあるので、いろいろなアンテ

ナを張って、都度都度やっぱり対応できるように、それの柱をつくっていくように、町を守っていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(西 昭夫君) 答弁はいいか。3番、大倉議員。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

私も、今、言われたように、太陽光発電の関係で一遍、研究ということはないけれども、 勉強をしたことがあるんですけれども、というのは、具体的に言いますけれども、切山地区 でやっぱり2か所できているわけですね。そのときに私も、これ本当に笠置町切山なんかは 物すごく日当たりがいいんですよ。だから、そういうところで、特にあそこは地滑り対策を 国でやっていただいて、井戸を16本掘っていただいて、その後に2か所、あまり大きくは ないんですけれども、1つは八幡宮谷川、それから1つは住宅地の上に山林のところにでき ております。そのときに、本当にこれでええのかなという考えを私も思っていました。そう いった意味で、本当にこれ太陽光発電をした条例にしてほしかったなという具体的にね、思 うんです。

それで、笠置町は、いろいろ昭和7年に国の史跡にされて、ここにも書いていますけれども、そういった問題でいろいろな縛りがかかっているわけですね。文化財保護でも、我々は南笠置とか北笠置も一番厳しいAという地区になっているんです。そこでもいろいろな縛りがかかっております。それでは、やはり自分の家やったら10メートル以上は駄目とか、公共施設は15メートルとか、昔の昭和50年代、先代つくられた方には書いております。そういった今までずっと、何をこうやったということも資料もずっと書かれております。だから、そういったいろいろな森林法とか、ここに書いていますように、私はそういった意味で言えば、具体的にやはり太陽光発電としてほしかったなと、近くでは狭川のほうでこんな山を切り砕いて、こんな森林法であれいけるのかなと見ていました。和東には景観条例というのがあります。お茶畑の中にはできないという方向ですね。それから八幡市も、当然あそこは八幡山中心に、そういう景観とかいろいろなことがあるんでしょうね。そういう条例があります、見ていましたら。そういうことを私も考えた場合に、やはり太陽光発電という感じの条例をつくっていただいたほうがよかったんじゃないかと思うんです。

議長(西 昭夫君) 大倉議員、質問は。

3番(大倉 博君) 太陽光発電でよかったんじゃないかという。

議長(西 昭夫君) そこですね。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど坂本議員の質問にも答弁させていただきましたとおり、まず開発行為、農地法、先ほど福島課長も言っておりましたが、農地法でいきますと許可の対象となるところでもございますので、まず、この開発行為に関する条例につきまして制定した上で、先ほど申しておりました罰則規定であったり、協力金、そういうところの協議をした中で、今後、太陽光の設置に関する規制等につきまして、条例の制定を進めていければというふうに考えております。一足飛びではなく、ちょっとそういうところの協議、ほかの団体等もございますし、法律との関係もございまして、まず、この500平米以上の開発に関しましての協議、届出、同意が必要なんだという条例を先に定めさせていただきました。

言いましたように、今後、必要であるということになりますので、条例については検討を 進めたいと考えております。

以上です。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 本当に太陽光が一番、僕、今、懸念として持っています。それの足がかりとなる条例やと思います。ですので、この条例は住民のほんまに生命・財産、安心・安全を守るという強い気持ちを持って、この条例を制定していただいて運用していっていただきたいという願いを込めまして、次の太陽光の条例が速やかにできることを望みまして、賛成討論とさせていただきます。

議長(西昭夫君)ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで討論を終わります。

これから議案第31号、笠置町における開発行為に関する条例制定の件を採決いたします。 この採決は起立によって行います。議案第31号、笠置町における開発行為に関する条例 制定の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第31号、笠置町における開発行為に 関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。 \_\_\_\_\_

議長(西 昭夫君) 日程第6、議案第32号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算 (第4号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第32号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号) の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ564万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ3億2,048万円とするものです。

主な提案内容は、基金積立金の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) それでは、議案第32号、令和4年度笠置町介護保険特別会計 補正予算(第4号)の件について説明をさせていただきます。

まず、説明の前に、本議案の一部が差し替えとなりましたことにつきまして、おわび申し上げます。

それでは、7ページをお願いいたします。

まず、8款繰越金では1,347万8,000円を計上させていただいております。前年 度の実質収支額の残額を繰越金として計上させていただいております。

それから、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では783万6,000円を減額しております。

それから、8ページ、歳出でございます。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で564万 2,000円を計上させていただいております。繰越金と基金繰入金の差額を積立金で計上 させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(西 昭夫君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を採 決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第32号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補 正予算(第4号)の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第32号、令和4年度笠置町介護保険 特別会計補正予算(第4号)の件は原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第7、発委第2号、笠置町議会の個人情報の保護に関する条例制定 の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議会運営委員会、由本委員長。

議会運営委員長(由本好史君) 発委第2号、令和5年3月23日、提出者、笠置町議会運営 委員会委員長、由本好史。

笠置町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件。

笠置町議会の個人情報の保護に関する条例を制定したいので、地方自治法第109条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由でございます。

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が一本に統合されることとなり、令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、各地方公共団体の議会は、共通ルールの適用対象から除外され、自律的な対応に委ねられるものとされました。

現在、笠置町議会の個人情報の保護制度は、笠置町個人情報保護条例によって規律されていますが、法が施行される令和5年4月1日以降は、この条例が廃止されることとなるので、引き続き同水準で笠置町議会の個人情報の保護制度を規律するため、本条例を制定するものでございます。

条例の骨子によりまして説明をさせていただきたいと思います。

笠置町議会の個人情報の保護に関する条例の骨子。

第1章、総則といたしまして、第1条から第3条。

笠置町議会(以下「議会」という。)における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義を定めるとともに、議会の責務について定めます。

第2章、個人情報等の取扱い、第4条から第16条でございます。

議会の個人情報の取扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務や匿名加工情報の取扱いに係る義務について定めます。

第3章では、個人情報ファイル、第17条でございます。

議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めます。

第4章、開示、訂正及び利用停止等、第18条から第46条でございます。

個人情報の開示に関して必要な事項を定めます。町では開示請求に係る手数料に関する規定を定めることから、議会においても同様に定めます。そのほか、訂正や利用停止に関する事項を定めます。

また、地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問は、町条例に設置される審査会に委任することを定めます。

第5章、雑則、第47条から第52条。

条例で適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、 個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項を定めます。

また、審査会の設置と同様に、議会では附属機関である審査会を設置できないことから、 議長が意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、町条例に設置される審査会に委 任することを定めます。このほか施行状況の公表や委任に関する規定を定めるものでござい ます。

第6章、罰則、第53条から第57条。

町は改正法の適用を受けて運用することから、議会においても罰則に関する事項について 定めるものでございます。

施行期日でございますが、改正法及び町条例の施行日に合わせ、令和5年4月1日といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(西 昭夫君) 質疑、討論を省略してよろしいか、御意見ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから発委第2号、笠置町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件の採決を行います。

この採決は起立によって行います。発委第2号、笠置町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、発委第2号、笠置町議会の個人情報の保護 に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時35分

議長(西昭夫君)休憩前に引き続き会議を再開します。

議長(西 昭夫君) お諮りします。日程の順序を変更し、日程第9、議案第24号から日程

第12、議案第27号までの4件を先に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第9、議案第24号から日程第12、議案第27号までの4件を先に審議することに決定いたしました。

議長(西 昭夫君) 日程第9、議案第24号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算 の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第24号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会

計予算の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第24号、令和5年度笠置町国民健康 保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

議長(西 昭夫君) 日程第10、議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の 件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計予 算の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道 特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

議長(西 昭夫君) 日程第11、議案第26号、令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の 件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号、令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第26号、令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第26号、令和5年度笠置町介護保険 特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第12、議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計

予算の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別 会計予算の件は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢 者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより1時まで休憩します。

休 憩 午前11時40分

再 開 午後 1時00分

議長(西昭夫君)休憩前に引き続き再開します。

議長(西 昭夫君) 日程第8、議案第23号、令和5年度笠置町一般会計予算の件を議題と します。

本案については、定例会2日目に引き続き質疑を行います。

2款総務費の質疑を行います。

まずは、前回の質疑に対する答弁を求めます。町長。

町長(中 淳志君) それでは、前回の令和5年度当初予算についての各議員からの御質問に ついて、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、坂本議員からございました起業人の職務についてでございます。

当初予算では、3名の起業人を採用する予算を計上しております。それぞれの職務についてですが、1名はDXの推進とウェブ商店街の運営に関して、1名については観光客誘客やイベントについて、残る1名については観光行政推進のための町内コンテンツの成立を、観光に係るホームページ更新のための撮影及び資料作成をしていただいております。

続きまして、ホームページの管理事業についてです。

現在の町のホームページは、パソコンに対応したシステムとなっていますが、現在はほと

んどの方がスマートフォンで情報の検索をされている状況なので、スマートフォンに対応したシステムに入れ替えて、行政の情報発信力の強化に努めたいと考えて予算計上させていただいております。

次に、四季彩祭関連予算についてです。

四季彩祭実行委員会は、4月1日から始まるさくらまつりの終了後に開く予定の実行委員会で解散した後に、それぞれのイベントについての4つの実行委員会を立ち上げる予定です。 したがいまして、個々のイベントについては、基本的な骨子は決まっておりますけれども、 具体的な内容は新たな実行委員会にて詳細を議論していただこうと考えております。

続きまして、由本議員の御質問でございます。

いこいの館の管理運営事業について、平日も含めた休館については大変貴重な御提案をいただきましたので、対応については早急に検討し、なるべく早い段階でその結果を議会に御報告いたします。

向出議員の御質問でございます。

いこいの館の浴槽の清掃についてですが、温泉の浴室清掃に関しましては、専門的な知識や機材等々が必要となるため、いこいの館再開時に専門業者に依頼する予定でございます。 以上でございます。

- 議長(西 昭夫君) 町長、向出議員の質問の趣旨がそこではないんですけれども。清掃のことをメインに聞いているわけではないので、ですよね、許可するんで、もう一回質問を簡単にしてください。1番、向出議員。
- 1番(向出 健君) 1番、向出です。

いこいの館を開けなくてはいけない理由、人を置かなくてはいけない理由は何でしょうか。 これが主です。その先にもっと本質的な質問があるんですけれども、聞いたのはそれだけで す。聞きたかったのは、それです。人を置かなければいけない理由は何でしょうか。

浴槽のことについて言えば、以前は、人を置く理由の一つに浴槽の清掃も入っていたんではないかと、どうなっていますかとは聞きましたけれども、主たる質問は、人を置かなきゃいけない理由は何でしょうかです。

議長(西昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたしました。

まず、現在、平日にいこいの館を開館しておかなければならない理由についてという御質 問でございます。 まず、デイサービスセンターの空調について、現在、個別空調が行われていない。要する にエアコンがつけていない施設内部の部分について、いこいの館の設備で空調をしておると いうことが1点でございます。社会福祉協議会が現在入っているということもございまして、 その2点が、平日にいこいの館を開かなければいけないという理由でございます。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) もう、町長、そんな質問がどうのこうのじゃ、話じゃない。

申し訳ない。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時08分

再 開 午後1時30分

議長(西昭夫君)休憩前に引き続き再開します。商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

いこいの館の件で御説明させていただきます。

平日についても、いこいの館はなぜ開けておかないといけないのかといった御質問でございます。町長のほうからも先ほどございましたけれども、社協が入っているからということで町長のほうが申し上げました。社協につきましては、いこいの館に入るというところで、やはり入ることによってどういったことになるのか。経費の分も含めまして、そういう検討をもっとしておかないといけなかったのかなと思っております。由本議員からも、先日、また委員会のときにも、それならまた話は元に戻るんじゃないかという御意見もいただいております。ですが、現在につきましては、社協さんが入っておられることで、やはり安全上、保安上、平日、人を置いておかないといけないということでございますので、今後、由本議員、向出議員からもお話しいただいておりますので、今後、そういった意見を踏まえまして、どういった形で経費削減できるのか検討いたしまして、また議会、委員会のほうにも報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

今、商工観光課長のほうからも説明していただいたとおりでございますが、少し補足させていただきますと、保安上、事務所内に消防の機器等もございますので、そちら、今の状況で誰も対応できないということもございましたので、今年度は朝の冷暖房の供給、デイサー

ビスへの供給も含め、日中にも人員配置というところに予算のヒアリング時になったもので ございます。商工観光課といたしましては、できる限り経費を減らした形での予算要望とい うところもしてくれていますので、今後、大きな検討課題だというふうに認識しております。 冷暖房の供給につきましても、何か手だてはないものかということも、何か手だてがあると いうふうにも思いますので、そこらも含めまして早急に所管課のほうと詰めて、財政側と詰 めていきたいなというふうに考えております。

それから、向出議員に御質問いただいておりました管理に関しましてですけれども、先ほど言いましたように、今、人を置くというのは安全管理上のことということもございます。 平日の閉館になりましても、建物の平日休館、全館閉めてしまうと、休業状態ということになった場合に何が必要か、落とせるものは何かというところも検討いたしまして、また御報告させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

議長(西 昭夫君) 再質疑ある場合は、順番にこれを認めます。5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 今の答弁で少しというか、普通に考えて、いこいの館は、町長は開けるというお話をされて、その前提で皆さん動いていらっしゃるんですよね。それやったら、その理由が何もないのが、僕、不思議で仕方ないです。それも多分開けている一つの理由になるんじゃないのかなと思っていることが1つと、普通に考えて、安全とか防犯とかいったら、別に鍵閉めたらええやんと思うんです。セコムしたらええやんと思うんですよ。それじゃあかん理由が何なのか。人がいてるから、犯罪が起きないのか。何かそれじゃ、ちょっと支出があまりにも大き過ぎて理解ができないんですよ。例えば防犯のそういう会社に頼んだら幾ら、絶対こっちの経費のほうが安いんじゃないのかとみんな思うから、閉めても大丈夫なんじゃないかと聞かれるわけですよね。

だから、予算立てするときに、この経費がどうしても必要やから使うわけですよ。その理由を聞かせてくれというのを再三、先週からお話ししているつもりなんですけれども、行政側には伝わらない。皆さん、その1,500万円かける価値があると思っていらっしゃるから、そのために仕事をしていらっしゃる。であれば、その理由をやっぱり力強く語ってほしい。町長が就任されて、もう何千万円というお金をここに使っているわけですよ、動いていない施設に対して。そこやから、ちゃんと説明せなあかんというのは、予算立てするときに分かるはずじゃないですか。でも、今の答弁ですと、やっぱり苦しいですよ。皆さん、御自身の家の家計やったら、これできますかと。ゼロ1個変えてもいいじゃないですか。

150万円、年間これに費やせますかと。そういうお話をしているつもりなんですよ。何も使わないお風呂が離れにあります。そのお風呂に年間150万円経費がかかります。ユニットバス入れても250万円で済むんですよよね。でも、住民さんからしたら、そういう感覚やと思うんです。それについてきっちり説明をくださいねという話をしているんですよ。なぜそれができないのか、なぜなんでしょうか。

議長(西昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館につきましては、2階の会議室等も現状、部屋として広いところもございますので、会議室として産業振興会館と二本立てで使っているところもございます。今の現状を維持していくというところが、当初予算作成したときの積算の根拠といいますか、現状の維持というところになりましたので、これで計上させていただきました。おっしゃっていただきますように、建物があるだけで経費がかかっていくというところですので、こういう会議室、それから他の利用、ボルダリングのゾーンにつきましては利用もあまりございませんけれども、会議室といたしましても、町の会議というところで使用料も上がってこないところではありますけれども、そういう利用を代替の施設等も検討できるところがありましたら、一旦再開までに休業という形も視野に入れるべきだったのかもしれないと、今、反省しております。

先ほども申しましたように、経費の比較等きっちりとできていなかったというところもございますので、今後どのような形で、例えばさっきおっしゃっていただきました警備会社でできるものなのかというところも、いろいろな方向から検討いたしまして、できるだけ経費のかからない、最低限の経費でいける形で検討を進めていきたいというふうに感じております。

以上です。

議長(西 昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 参事、僕はお金を使うなという話をしているんじゃないんですよ。当然 やっぱり支出があるんやったら、それを取り返す方法も考えなあかんと、これが住民福祉の サービスでしていることであれば仕方がない分野の支出というのはあると思うし、それはサ ービスですから。ただ、ハード整備を守っていくに関して言うならば、やっぱり攻めないと いけない事業のほうが多いと思うんですよ。それで、それこそ会議室を開ける理由が、その 一千何がしやったら、それは費用対効果悪いから考え直さないといけない事業になってきますよね。それやったら、どうやってそれを、その1,500万円の経費をかけてでも開けたほうがいいかの理由は持ち合わせなあかんはずなんですよ。だから、僕やったら、いこいをとにかく早く開けなあかんし、風は通さなあかんから、もう何が何でも開けるんやぐらいの言い方しかないんかなと思っているんですよ。だから、一日も早く開けますと言い続けることしか、僕、行政できへんのやろなと思うんですよ。

でも、そうじゃなくて1、500万円の支出の話しかしないんですよね。僕は全く理解が できないんですよ、今回のこの1,500万円。経費削減したのは知っている。電気代が高 騰したから、思うよりは削減できなかった。これは事実としてある。ただ、いこいがいこい である目的は誰もしゃべらない。ただ、会議室、別にそこを使わなあかん理由ないですやん。 お試し住宅もあれば、サテライトオフィスもあって、ほかのハード整備やってるでしょう。 じゃ、来年度はいこいをどうするのという話をされているのに、みんな、その議員が言う目 の前の支出に対しての講釈を垂れてはる。そんなの聞いても1円のプラスにもならんすよ。 だから、政策でちゃんと論じてくださいと言うんですよ。議論にならないんですよ。違うで しょう。1年間どんなスケジュールでいこいを使うんですか、ほんなら。それすら考えてへ んけれども、1年間必要な経費はこれですといって出してくるわけでしょう。それがおかし いんちゃいますかという話をしているんですよ、再三。だって、町長は、当初予算が出る前 に、6月にはスケジューリング出すと言ったんですよ、この間、委員会で。それで、来年 1年の使い方というのは、頭にあっていいはずじゃないですか。それを目の前の、何、鉄分 の汚れやとか、窓の汚れや、そんなん聞いても誰も何にもならんのですよ。町、よくなりま すか、それで。違うでしょう。今やキャンプに来ているお客さんが、歩いてでも来てくれて、 どんな笑顔をつくれる町なんかと、だから笠置の価値上がったよねと、いこいの館開けてよ かったよねと、そういう1年にしますと言えなあかんのちゃうんですかね。そのためにお金 使いたいと、それが税金じゃないんですかね。もうちょっとちゃんとやりましょうよ。僕、 この町が大好きでね、だから、ここに立ってるんですよ。何でちゃんと仕事できないんです か。何なんですか、行政って。何なんですか、政治って。何なんですか、お金って。ちゃん と仕事しましょうよ。

議長(西 昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

坂本議員からの御質問といいますか、御指摘、いろいろと御心配なり、議会のほうも混乱

させた中で大変申し訳ありません。

いこいの館につきましては、再開を目標とはしておりますが、何ら今の現状で、いつ再開であったり、スケジューリングというのは、一般質問、それぞれいろいろなところで御質問をいただいているところではございますが、確定したものはできておりません。その中で、この1年、昨年度もそうですけれども、昨年度、経費、ある程度計上するというお話もありながら、それも見送り、1年、2年、何もない状況でしてきたというところは、行政としてお金の無駄遣いしているというふうに取られても仕方がないと思っております。今回の件につきましても、いこいの館の当初の目標、再開の目標というものが立てられない中で来ていることが大きな問題だというふうにも思っております。

住民の方の総合計画取りましたとき、いこいの館については再開を望んでいただいている 声がたくさんございました。また、さっきおっしゃったように、キャンプ場のお客さんにつ きましても、利用者の方につきましても、やはりいこいの館を利用したいというお声もいた だいているところでございます。再開に向けてしていく中で、今年度当初予算にも何の予算 の計上もできなかったというところもございますが、その中で、今後、再開に向けて一旦経 費の削減だけのために閉めてしまうのか、それとも現状維持した中でもう一年同じ形で開け ていくのかというところが、もう少し当初予算のときにきっちりと経費の比較等すべきとこ ろやったというふうに反省しております。

いずれにしても、再開というところは、再開に向けて取組を進めるという方向性はございますので、これにつきましては、議会の特別委員会のほうとも御相談しながら進めていかないといけないと思っております。いろいろなところで住民の皆さん、議員の皆さんはじめ、住民の皆さんに御心配もおかけしているというところは重々理解しております。経費だけではない、いこいの館が建設されたときは、もう町の目玉であり、集客、いろいろなところで皆さんに注目を浴びた施設でありますので、維持していきたいというところは職員のほうも思っているところもございますので、今後、中のきっちりとした経費、必要な分の使い方、生きたお金の使い方をしないといけませんので、そこらあたりをきっちりと今後比較検討しながら、どういう方向が一番いいのか協議させていただきたいと思います。

以上です。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

坂本議員に御意見いただきました。坂本議員おっしゃいますとおり、私、担当課長として、

いこいの館、何のためにあんのや、目的は何やというところをしっかり持った中で、当初予算計上していかないといけないところだと反省しております。参事も今申しましたとおり、ただ単に開けておく、維持管理しておくだけの予算しか上げられなかったというところで反省しております。また、私の力不足で、いこいの館の再開に向けてのスケジュールというのもどんどん押してきているところでございます。また、キャンプ場に行きましても、御利用者の方としゃべっている中で、やはり皆さんおっしゃいますのは、早く開けて、温泉を開けてよという声は毎回必ず聞きます。そういった中で、しっかり目的意識を持ってスケジュール感を持った中で予算計上もしていかないといけなかったところ、こういう形になってしまいまして、申し訳ございません。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 1番、向出議員。

1番(向出 健君) 1番、向出です。

いこいの館の人件費等、経費等は見直すということで答弁いただいています。それは、していただきたいと思うんですけれども、お風呂の清掃となぜ言ったかというと、いこいの館は開ける前提だから施設が劣化しないように、様々な維持管理は要るんではないかと、そういう趣旨が最初にあったように記憶しているんです。ところが、実際見に行ったら、お風呂、浴槽内は清掃されておらず、言われたような汚れがたくさんあったと。これというのは、逆に言ったら、お金かけてでも掃除しなきゃいけなくなるんじゃないかと、今後、実際開けるのであれば、当然そのことに進んでいるわけですから、そういう話になるはずなんですよ。できない理由じゃなくて、やらないといけなくなるんじゃないか、もしくはリニューアル時にやるほうが、入れ替えてしまうほうが経営的にはいいんだというんで、それはその立場ではあると思うんですが、そういう話で取り上げたかったわけです。ところが、それ以前に話がちょっと変わってしまっているので、もともと人を置かなきゃいけないのは、やっぱりいこいの館として使っていく施設だから維持管理をしなきゃいけない、劣化しないようにしなきゃいけないというのが主たる目的だったと思うんですよ。そこが何か抜け落ちていっているので、そこはもう少し目的意識を持ってやっていただきたいなということです。

議長(西昭夫君)答弁は。商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問、御意見でございます。来年度、令和5年度につきましては、 1日1人置かせていただくような予算は今のところ計上させていただいていますので、先ほ ど申し上げましたとおり、防犯上ということもありますけれども、やはり館内の清掃ということも同時にやっていただくという予定はしております。ただ、浴槽部分につきましては、リニューアルに合わせて根本的な清掃・改修というのも必要になってくるかと思っておりますので、日常よく使う部分ですとか、玄関周り、そういったところにつきましては清掃をしていただく予定としております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 由本議員は、いいですか。

総務費について、ほかに質疑はありませんか。由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

この前も質問させていただきました31ページの財政管理費の基金管理事業なんですが、 この中で電源立地の440万円を積んで、3年後に給水車ですね、水道の給水車を購入する んだという答弁をされたと思うんですが、総合計画の実施計画を見ますと、公共施設の改修 基金に積み立てるというようなことになっているんですが、そのあたりはどうなっているの か説明願いたいと思います。

議長(西 昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

今の由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今度その改修、公共施設の改修等に使う基金といたしましては、過疎債のソフトの部分を 基金積立てできるというところもございますので、それを今後検討していきたいと思ってお ります。また、こちらにつきましては、基金条例がまだできておりませんので、令和6年度 に向けて基金条例の整備をしたいなというふうに考えております。

電源立地のこの基金につきましては、ハードのそういう改修のほうにも使えますが、今、 喫緊、給水車のほうがもう20年以上の経年、30年近く経過しておりますので、そちらの ほうに先に充当したいというふうに思っております。

以上です。

議長(西昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

実施計画を見ますと、令和5年度、年度末の残額が先ほど言いました、公共施設の改修基金の積立てが目標2,000万円ということが記載されているんですね。先ほど参事おっしゃったのは、令和6年度という話ですね。そうしたら、この実施計画そのものがおかしいと

いう話になっているんですかね。そのあたり説明をお願いいたします。

議長(西昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) すみません。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません。令和5年度で条例を制定して、5年度の分で充当できるということでした。 すみません、6年度でなく、今年度中にその分を、条例を令和5年度にして、6年度に積立 てと、私の勘違いでございます。申し訳ありません。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。6番、田中議員。

6番(田中良三君) 田中です、6番。

各種イベント事業補助金で780万円出してはりますわね。

(「今、総務費」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) ほかに総務費で質疑ありませんか。2番、松本議員。

2番(松本俊清君) 2番、松本です。

ちょっとお尋ねしたいんですけれども、去年の3月の議会でも、町長は再開するということで、6月に予算を出すという話をされたと思うんです。しかし、1年たってもまだできていない。本当に再開されるのか疑問視するんですね。その点、なぜ1年たってもまだ出て来ないという点は、行政としてどうお考えか。町長、3年たちますけれども、先ほどもありました、年間1,500万円の管理費がかかるんですよ。町長になってから3年、4,500万円が管理費として笠置町は流れていくんですよ。そういう点、どのような考え方で、どのように進めようとしているのか、簡単でいいんですから、返答をお願いします。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの松本議員の御質問でございます。

いこいの館の再開スケジュールにつきましては、先月、京都府のほうに行っていろいろなところに経営コンサルのお話でどこか紹介してもらえないかということで、あちこち歩いてきました。なかなか経営コンサルというのは、京都府のほうでもあまり御存じないということなんで、最終的に観光連盟、府の観光連盟のほうに参りまして、アドバイザーを紹介していただくと、そのアドバイザーという方は経営コンサルトもやられておるということでございます。それから、町村会のほうに参りまして、どこか経営コンサルを紹介してもらえませんかというお話もさせてもらいました。これについては、銀行さん等々の関係で経営コンサルも紹介できますよというお話でした。ということで、6月には経営コンサルの予算を計上

したいというふうに考えております。そのときに、これまで商工観光課で実施してまいりま した温浴施設等の視察の報告も踏まえて協議していってというふうに考えております。 以上でございます。

議長(西昭夫君) 2番、松本議員。

2番(松本俊清君) 2番、松本です。

今の町長の答弁、去年も同じことを言われているんですよ。議事録を読まれていますか。 何を言われているんですか。 1年も延びたおかげで、笠置町は1,500万円ですよ、それだけの財政が裕福なんですか。それだったら、それらしくもっと前向きに考える必要があるんじゃないか。そういう点をお聞きしているんですよ。どうなんですか。だから、今回でもいろいろ視察に行かれた。結構ですよ。去年の10月で終わるやつが、いこい対策やられたのは2月28日ですよ。結果がそのぐらいかかるんですか。町長、やる気があるんですか、ないんですか。その点、答弁してください。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの松本議員の御質問でございます。

確かに視察、予定よりも若干遅れました。その視察の内容をきちんとレポートの形でまと めるということで、若干時間がかかってしまいました。その分だけずれ込んでしまった、後 にずれ込んでしまったことについてはおわび申し上げます。

経営コンサルタントの経費ということで、経営コンサルタントをどこか紹介してもらわないといけないんで、私なりに経営コンサルタントをどこかで紹介してもらえないかということで動いたわけでございますが……

議長(西昭夫君)町長、質問に対しては簡潔に答えてください。

町長(中 淳志君) 今年、できるだけ前向きの計画を出していけるように頑張ろうと思って います。

以上です。

議長(西 昭夫君) 2番、松本議員。

2番(松本俊清君) いや、これね、町長の答弁ね、いつまで出されるんですか。対策会議では、6月に出すと言われているんですよ。本当に出るんですか。そこを聞いているんですよ。 どうなんですか。今回出なくて、コンサルどうこう言われていますけれども、町長の任期 4年、1,500万円ですね、6,000万円が出て行くんですよ、町の財政で。そんなあ やふやなことを言うていて通るんですか。もっと親身になって考えて、対策、返答をお願い したいと思います。どうですか。出せるんですか。出せないんですか。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの松本議員の御質問でございます。

経営コンサルの経費については6月で予算計上したいと思っています。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 総務費についてほかに質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

総務費の35ページ、チャレンジショップ運営委託料、どういった業務内容を委託される のかお聞きしたいのと、昨年度の実績をお聞かせいただきたい。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

チャレンジショップの件でございますが、委託内容といたしましては、少々お待ちください、すみません。町民の方が様々な商品ですとか農産物等を作っておられます。それを売っていただくというような委託内容になっております。昨年につきましては、現状でございますけれども、10名の方に御利用いただいております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

課長、そんな卑屈にならんと、もっとポジティブな話をしていただきたい。10人の人が使ってはって、松本さんのとこですね、和田さんのところの横の散髪屋さんのところの横ですよね。そのチャレンジショップで、どんな活性化が生まれたとか、こういうところで関係人口が築けると思うんですけれども、そういうふうな実績を課として把握されて、これはまた来年もやったほうがいいというふうな話があったら聞きたいなと思ったんです。12万円の支出ですけれども、これはもう12万円に代えられない価値がありますよと、そういう交流人口、関係人口の生める支出になっていますというふうな話を聞きたいんですけれども、10人の利用ですと言われたら、10人の人が野菜を売っているだけのところになるんですよ。もうちょっと具体的にその事業を自ら課が知って、こういう予算計上をしてこないと説得力にやっぱり欠けると思うんです。やっぱり大事な事業やと思うんで質問するので、その辺の準備はしておいていただきたい。

議長(西昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) ただいま坂本議員から御意見いただきました。確かに継続事業 という形で予算計上させていただいている中で、もっとしっかり事業内容、これまでの実績、 今年度どうしていきたいのかというところをしっかり考えた中で、予算計上をしていかない といけないと考えております。今回につきましては、そういったところがしっかりできていなかったということで申し訳ございません。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

だから、総合計画があるじゃないですか。総合計画があって、総合計画の中に観光も入っているじゃないですか。そこで何をうたっているか、来年度は何を進めるのか、だからこういう経費が要るという流れがもうつくれる状況にあるはずなんですよ。実施計画も案が出てきていると、それに対して町長がどういう思いを持って、来年度この予算全体を見て回っているか。そういう話が僕は今回聞けると思って、この当初予算に臨んできたんですよ。それが全然所信表明もない、来年どうするもない、各課に任せている。これはあまりにも住民を無視しているような行政にしか僕には思えないんです。住民さんがこつこつ育てた野菜を観光客の人が買って、笠置の温かみを知って、また来週も来ようかと思ってもらえるような町を行政活動を続けていきたい、それのサポートを行政がやっていくんやと、その中でこの12万円の支出は120万円の価値があってもおかしくないですと、そういう話ができるような当初予算であってほしいと思うんです。そうあるべきやと思います。

だから、僕は、政策がないから、こんなごたごたした議会になるんやと思うんですよ。い こいの館にしてもそう、このチャレンジショップにしてもそう、河原にしてもそう、どうや ったら町の人と今来てくれている人とつながって、この町は日本一こうだよねと言ってもら える、そんな場所にするための経費であってほしい。僕やったら、そうやってつくりたい。

町長、どんな考えで今年の予算をつくられたんですか。

議長(西昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) 今年度の当初予算の方針としてですが、幾つか、当然町の基本計画に沿った内容で、どうした点に主眼を置いた予算編成をするかということがあって、その上で予算の編成を行っております。子育て政策でありますとか、防災計画でありますとか、観光行政でありますとか、そうしたことを重点的に予算措置していくという内容でございます。

チャレンジショップ、大変好評を得ておりますので、私も大変喜んでおるというところで

ございます。また、関係ないことを言っていると思われるかもしれませんけれども、大変遠 方からも来ていただいておりますので、この予算についてはチャレンジショップの運営委託 料ということで、今年も予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 総務費について、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西昭夫君) これで総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

44ページの社会福祉協議会の補助事業なんですが1,272万4,000円、前年度と比較をしますと331万6,000円の減となっております。これは、担当職員が2人とヘルパーの方が2人退職されたことによるものなのか説明を願いたいのと、51ページの高齢者福祉事業の中の外出支援のサービス事業で189万8,000円ということで、前年度と比べますと61万4,000円が減額となっております。それ関連性があるのか、そのあたりも説明願いたいと思います。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩﨑久敏君) ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、社会福祉協議会の補助事業ですけれども、前年度331万6,000円減ということで、前年度は社会福祉協議会の職員、正規の職員3名とコーディネーター1名分等を見ておりまして、それが正規が2名に、1名減となっております。1名分減になったことで減額となっております。それから、外出支援サービスの関係ですけれども、今回61万4,000円が減ったということについては、直近の利用状況を鑑みて算出した費用というふうになっております。

以上です。

議長(西 昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

訪問介護の事業所が人員不足のため、2月末で閉鎖をされたと、それで民間事業者が引き続いており、問題はないと報道されておりましたが、やはり住民の方には不安に思っておられる方がおられます。今回、正規職員が1名減ということなんですが、そのあたりは問題ないのか答弁を求めたいと思います。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩﨑久敏君) ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度、4年度について職員1名分については、今までの正規職員2名にプラスして 1名分の予算を見ておりました。訪問介護事業所については、直接財政支援というような形 では取っておりませんので、問題ないかというふうに考えております。

議長(西 昭夫君) ほかにありませんか。3番、大倉議員。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

51ページの鉄道運賃助成と、それと老人手当の件でちょっと要望というか、こうしてほ しいということを申したいと思います。

議長(西 昭夫君) 大倉議員、質疑なのでお願い……

3番(大倉 博君) 質疑しますよ。

この鉄道運賃予算が15万9,000円となっております。これ、なぜこういうことを言うかというと、関西本線が今赤字と言われていますね。だから、私は、もっと予算を継ぎ足してほしいという。この制度は、課長にお聞きすると平成5年11月にできて、当時は60歳以上で年12回ということで大変な予算だったと思うんです。それが平成26年から現在、平成26年から年6回で70歳以上となっております。それで決算の数字を見てみますと、平成23年では55万円、令和元年では25万円、コロナもあるか知りませんけれども、令和2年では10万円、令和3年では11万円となっております。本当にこの関西本線がなくなるには、もう観光とかそんなことの問題よりも、できるだけこれも一つの方策として、できれば、当時平成31年3月議会で、私、当時の町長にこう言いました。65歳以上、年12回にできないかと質問したときに、当時の町長は、元気なお年寄りを後押ししたいと答弁されて、そのままになっております。できれば、今度6月か9月補正になるか分かりませんけれども、予算ですね、できればこの年齢とかそういったこともできるかどうか分かりませんけれども、その辺どうですか。

議長(西昭夫君)保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、この事業については平成5年から実施しておりまして、そこから 今までに2回事業の見直しを図っております。その目的が高齢者の負担軽減並びに鉄道の利 用促進という観点から、ほかのそういう観点からもちょっと、どういう形が一番いいのか含 めて検討はさせていただきたいというふうに考えます。 議長(西 昭夫君) 3番、大倉議員。

3番(大倉 博君) ぜひとも関西本線の維持の一つの、これは一つのことですよ、できれば、 その辺お願いしたいと思います。

次に、先ほど言いました老人手当、これが278万円ついています。これは、当時できた 条例が昭和46年にできている条例です。この当時は確かに80歳以上、50年ほど前です から、80歳以上の方というのは恐らく少なかったと思います。278人おられるというこ とですね。そういうことになりますね。だから、こういった予算を、この当時の町長は、こ ういうことを、私先ほど言ったように、当時の町長は、元気なお年寄りを後押ししたいと答 弁されておるんですよ。そのままになっているんですけれども、これ見直し、これはなかな か難しいですけれども、というのは、敬老会になれば、喜寿、米寿、白寿とか、いろいろな 何というかお祝い金とか頂いていると思います。それに上乗せで、この条例というのは恐ら く、これは村にもあったらしいですけれども、今はもう当然にないです。この辺では、近隣 ではないと思います。全国的にどうか分かりませんけれども、昭和46年のそのままで、こ れへ来て、これが2、000円プラスになったら300万円超える予定ですね。当時の町長 はこういう英断をある程度されたんですけれども、半分にしようということをおっしゃって いたんです。ところが、やっぱりいろいろなところからプレッシャー受けて、結局今の制度 にこのままなってきて、26年に改正されたわけですね。だから、今後どうされるか、一応 検討、今すぐにはできませんけれども、どうするか検討されるかどうか、その辺だけお聞か せ願いたい。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩﨑久敏君) ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃったように、老人手当については近隣市町村ではなく、笠置町、この近辺では笠置町の独自施策だというふうに考えております。また、どういうふうに検討するかということなんですけれども、金額のことなのか、年齢のことなのか、そこら辺含めてどういうふうに活用できるか、もっと活用してもらえるか等、検討していきたいとは思います。

議長(西昭夫君) 3番、大倉議員。

3番(大倉 博君) ぜひとも、どういう形なのか分かりませんけれども、一応検討してください。だから、今まで当初予算が出るときには、こんなことも検討されていると思うんですけれども、だから、こういうことも笠置町の財政で本当に厳しい、町税でも1割切っておりますね。そういった交付税頼りの町です。本当にほかで入ってくるお金でいえば、ゴルフ場

の利用税が3,000万円余り入ってくるだけですね。だから、大変ですけれども、一応その辺もしっかりと検討してください。

以上です。

議長(西 昭夫君) 民生費について、ほかに質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

児童公園維持管理事業があるんですけれども、どこまでを、今、維持管理できているのか。 そういう……

議長(西 昭夫君) 坂本議員、ページ数をお願いします。

5番(坂本英人君) 55ページ、民生費、児童福祉費、児童公園維持管理事業、これに 84万7,000円がついているんですけれども、これの現状を聞かせてほしいのと、維持 管理というのはどんなことをしているんですかということを教えてほしいです。来年度はど んなことをされるのかもお聞きしたいです。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩﨑久敏君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

児童公園ですけれども、町内2か所ございまして、現在は、両方2か所とも草刈り、年間 数回の草刈りを実施しております。また、わかさぎ公園については、トイレの清掃等を委託 しているというような状況でございます。

それから、今年度ですけれども、今年度も引き続き草刈りとトイレ清掃は引き続きやっていきたいと思います。ただ、そこにある遊具等については、今現状使えないところもございますので、そこら辺についても今年度検討していきたいというふうには考えております。 以上です。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

あそこのあずまやの屋根ですか、結構やられているんです、カラーベストでふいてあると思うんですけれども、カラーベスト違うな、重ねるやつ、何やったかな、あるんです、屋根材がね。それ結構やられているんですよ。その辺、あそこ多分一番人通りが多いんですよね、公園としては。見られることが多いんで、もうちょっと利用価値を上げてほしいなと思うんです。草刈りとか、トイレをきれいにするというのは当たり前のことで、どういう、例えば遊具が使えへんのやったら、どういう利用価値を生み出すかという議論があってほしいなと思うんです。休日になったら、郊外の人も使うし、実家に帰ってきて子供連れて行くという

僕らの後輩とかもいっぱいいるので、あそこの利用価値というのをもっと高めてほしいし、ちゃんと見れるようにしてほしいなと思うんです。やっぱりJRとのフェンスの境とかは、かなり草、つる系の草がついていて、もともとあるブランコのところとかやったら、もう、だからちょっと寂しいことになっているんですよ、ぱっと見たときにね。何か事業、僕も商工会に属しているんで、商工会で何かしたいなと思ったんですけれども、コロナも相まってなかなかできなかったんで、もうちょっとみんなに大事にしてもらえるような環境づくりにしていって、あわよくばその除草作業とかをボランティアでしてもらって、経費が下げられたよと。その代わり、こういうことができたよみたいな事業にしていったほうが、僕は生きたお金の使い方じゃないのかなと思うんですけれども、そういう考えは持ち合わせて今現在おられますか。

## 議長(西昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩﨑久敏君) ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、あそこは階段上がったところについては、どういう形でできるか等についても、今後検討はしていきたいと思います。今、もう一つ、草刈りについても、町内の団体の方で年に1回程度ボランティアで草刈り作業をしていただいている団体もございます。それから、先ほど遊具言いましたけれども、遊具についても、あそこの場所でいいのか、またほかの場所がいいのか等も含めて、また庁内のほうで検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

### 議長(西 昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) みんな思い出があるんですよ、笠置に、外の人も町の人も。それをずっと世代がわたっても紡いでいく場所なんやろうなと思うんです、公園というのは。確かにあそこがあるから、河原のキャンプ場に行きにくいというお客さんもたくさんいると思うんですけれども、それやったらそれでまた次の事業を考えなあかんし、今あるものをどう生かして、この町の価値を上げるか、そのためにこの経費が必要だという話をやっぱりせなあかん。だから年1回、地元の人が刈ってくれている。それ多分、おみこしあるときとかは刈ってくれてはったと思うんです。今もずっとやってくれている。ほな、秋口は結構よくないんですよね。今もそんなによくないんです。だったら回数を増やさなあかんのやったらどんな方法ができるのか、それをやっぱり考えなあかん。それで経費が上がるんやったら、経費上げなあかんし。どうしたいかをやっぱり論じれないと、今までのルーチンやからこの金額です、

これが当たり前なんですとなるのは、違うと思う。ボランティアの人が、郊外の人が手伝ってくれて例えば草刈りをしたと、ほな経費が削減できるかもしれない。どういう事業をしたいのかというのが、この児童公園の管理事業にあるのかということを、やっぱり話せなあかんのかなと思うわけです。現に河原は年に何回だ、3回は最低、70人ぐらいの人が清掃活動をしてくれているわけですよ。今回、ぼやが結構何回か続いたときに、じゃ、草刈りまでやりましょうかみたいな話までなっていると。これ全部ボランティアです。だから、誰かが気を止めて、そこに感情があったり心情があったりすると、自分たちの経費が下げられるかもしれない。だから、広報活動をするんやとか、応援団をつくるんやとか、そういう取組になっていくといいなと思うんです。ですんで、固定経費というふうな考えを持たずに、町は何として価値があるのかと、それを民生費の中ではこういうことをやれていますよという話がやっぱり当初予算でしてほしいですし、説明会でしてほしいと思うんです。ぜひそういう考え方を持って行政運営してほしいなと思います。

議長(西 昭夫君) ほかに。6番、田中議員。

6番(田中良三君) 54ページのデイサービス貸付事業で、光熱水費で156万円と上がっていますわね。これ素朴な疑問ですけれども、貸付事業いうことは返済してもらう予定があるいうことですか。普通やったら、運営事業で上がってきますわね。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩﨑久敏君) ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

デイサービスの貸付事業については、一度行政のほうで光熱費についてはお支払いはさせていただいています。その後、その分について改めてデイサービス等から雑入の、雑入やったかな、入のほうで入ってきている事業でございます。

議長(西 昭夫君) ほかにありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

56ページの結婚子育て応援住宅総合支援事業で205万円、前年度と同額が計上されて おりますが、その実施状況なり事業費の詳細な説明をお願いしたいと思います。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

新婚世帯の住宅支援事業ですけれども、結婚子育て応援住宅総合支援事業でございます。 これについては、新規に婚姻された世帯を対象に、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、新世帯、 新生活を支援するため、住宅取得費用等を補助するものでございます。

補助対象者なんですけれども、申請年度中に婚姻届を受理された世帯で、次の全てに該当される方でございまして、まずは、笠置町内に居住する、また居住予定の方、居住予定の含む世帯。それから、世帯、夫婦の直近の所得が500万円未満の世帯で、夫婦双方または一方が39歳以下の世帯。それから、町税等の滞納がない世帯というふうになっております。

補助対象の事業の概要ですけれども、婚姻を機に笠置町内で新たな住宅の購入や賃貸、引っ越し費用などについて補助をしておりまして、世帯の所得が400万円未満で、夫婦双方が39歳未満の世帯については、30万円を上限。それから、世帯の所得が500万円未満で、夫婦の一方が39歳以下の世帯については、18万円を限度に補助している事業でございます。

今、実績ですか。実績については、令和4年度については、ゼロ件ということでございます。

議長(西昭夫君) いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

59ページの予防費のがん検診で373万7,000円、前年度と比較をしますと108万6,000円の増額となっております。それと59ページで、同じ予防接種で287万2,000円、前年度と比較をしますと41万8,000円の増額となっておりますが、その理由をお聞かせください。

議長(西 昭夫君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。 まず、がん検診の増額の理由でございますけれども、今年度、乳がん検診、2年に1回、 奇数年度に実施する乳がん検診が実施されることに伴いまして、増額となっております。

お待たせしました。予防接種の増額ですけれども、今回、予防接種の対象者数の増加に伴って、費用の増額計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

次に、61ページの簡易水道特別会計の繰出金が3,398万9,000円と、前年度と比較をしますと110万2,000円の増額となっておりますが、その理由をお聞かせください。

議長(西 昭夫君) 建設課長。

建設産業課長(福島 学君) ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰出金、簡易水道の繰出金の増額についてでございます。主な要因につきましては、電気 代高騰による支払いが大きなものでございます。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

61ページの墓地の管理事業なんですが、この総合計画の実施計画を見ますと、火葬場の維持管理として除草作業を実施していますということで記載をされているんですが、火葬場の維持管理ということで、この火葬場は何年も使用ができないような状況だと思うんですが、そのあたり、そういった使えもしない施設のところを除草をしていく必要があるのか、本来なら、その施設を稼働させるために維持管理をしていく必要があるのではないかとは思うんですけれども、そのあたりの見解をお願いいたします。

議長(西 昭夫君) 税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

火葬場の草刈りとして計上させていただく経費でございますが、現在、使用はされてはおりませんが、防犯上というか、いたずらとかをされないように、また不法に侵入されないようにとか、草ぼうぼうの景観ではいたずらとかに発展しかねないために、清掃をさせていただいております。答えになっていないかもしれませんが、すみません。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

衛生費、清掃費、62ページです。じん芥処理事業、河原の河川敷のごみが観光協会さんが支払っていただいている分に、町が追い金しているんじゃないのかと思っているんですけれども、その辺の予算はどないなっているんですか。もう河原の分は全部河原で収まっているか。

議長(西 昭夫君) 税住民課長。

税住民課長(石原千明君) ごみの処理費用につきましては、相楽東部連合からの分担金に基づいて支出しております。事業系のごみにつきましては、キャンプ場も含めて一般会計、衛生費の相楽東部連合への負担金以外に町が支出している経費はございません。

(「質問の答えになっていない」と言う者あり)

税住民課長(石原千明君) なっていませんか。

このじん芥処理事業の中のキャンプ場とかのごみの処理費用というのは、この事業からは 出てはおりません。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 分かりました。それで了解です。

議長(西 昭夫君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(西昭夫君) これで衛生費の質疑を終わります。

2時50分まで休憩します。

休 憩 午後2時39分

再 開 午後2時50分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。6番、田中議員。

6番(田中良三君) 6番、田中です。

67ページのイベント事業費補助金でさくらまつり30万円、夏まつり花火大会350万円、もみじまつり100万円、ごちそうフェア300万円と出ていますが、2つのことをお聞きします。

このごちそうフェアというのを前回まで鍋フェスタで開催したとき、京都府から補助金が 出ていたと思うんですけれども、今見たら一般財源でほぼ賄われていますね。それ1つと、 この4つのイベントをやることによって、笠置への経済効果いうのはどれぐらい見てはりま すか。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、ごちそうフェア (仮称)ですけれども、府の補助金、前回までならあったはずやということで、今回も府の補助金につきましては、まだ要望等までは至っておりませんので何も上がっていないんですが、京都府のほうの文化芸術振興発信事業補助金というのが受けられる内容になっておるかと思いますので、決定になりましたらこの補助金を活用した中で事業を実施できるのではないかと考えております。

また、経済効果でございますが、当初予算計上時に経済効果がどれぐらいあるのかというところまでの検証というのはできておりませんけれども、一定イベントを行うことによって、 笠置を知ってもらって来ていただいて、地元の事業者と振興、事業発展して、地元の事業者でお金を落としていただいて、地元の食材等も知っていただいた中で、効果が出てくるのではないかというように考えております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 6番、田中議員。

6番(田中良三君) 下手なこと言うて、こういうイベントをやるとき、それも一般財源から 出すとき経済効果がどれぐらいあるかいうのを見やんとやっていたら、下手なこと言うと、 花火一つで、花火打ち終わりました、それで終わりですとか、それでは駄目ですよ。今、笠 置の駅前のとこら辺に店とかもできてきていますけれども、それでどれぐらいの経済効果が あるのかないうのを、私は予測で立ててはるもんや思って言うとるだけですよ。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問でございますが、本来、予測で立てておくべきものであるのかと思いますけれども、申し訳ございません、今回具体的な数字、経済効果どれぐらいあるのかというところまでの数字というのは持っておりません。申し訳ございません。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

67ページの観光事業の中の観光協会補助金90万円が計上されておりますが、この根拠 について詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございます。

観光協会の補助金につきましては、例年90万円の予算を計上させていただいております。 去年の実績などを基に計上させていただいておるところでございます。この補助事業を活用 してライトアップ、また飾りつけ等の事業をされております。根拠といたしましては、例年、 去年の実績を基に計上させていただいております。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

例年同じような予算が計上されておって、実績に基づいて予算を組んでおられるということなんですが、以前、町長が河川敷のキャンプ場のごみの処理経費については、観光協会が支払っていると答弁をされておられましたが、令和3年度の河川敷のキャンプ場のごみにつきましては、観光協会がごみの処理手数料170万7,200円支払っておられますが、実際処理費用が256万1,807円かかっております。85万4,607円が町負担、つまり町民の負担となっております。令和5年度におきましても、連合の予算では102万8,755円が町負担となると予想されて計上されておりますし、し尿処理につきましても、河川敷のトイレの関係で令和5年度の分担金が145万1,000円が増額されております。こういった状況の中で、どうしてその90万円を補助するということになるのか、再度説明を求めたいと思います。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの由本議員の御質問でございます。

2つ、まずし尿処理についてと、それから事業系の一般廃棄物、粗大ごみについてということで両方あるわけですが、それは広域行政組合の分担金条例、それから相楽東部広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいて、町にそれぞれから請求が参ってくる状態でございます。問題、一番大きな問題になるのは、粗大ごみについてかなというふうに思っています。条例では、粗大ごみ32円ということで、その分について事業者に請求が行っておるわけですが、実態としてはそれを大幅に上回っているような処理経費がかかっているということで、その分だけ町の一般財源への請求が増えておるという形でございます。事業系のごみ、廃棄物については、原則として産業廃棄物は排出事業者が責任を持って処理するというふうになっておりますので、私もそういうふうになっていると思っておったんですが、実際はそうではなかったということで、先日の正副連合長会議で条例についての見直しをしていただきたいということを申入れをいたしておりますとともに、観光協会については、法的

な根拠はございませんけれども、相当な一般財源の負担が増えておるということで、協力金 の形で出していただきたいということで話合いをしております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 少し補足させていただきます。

事業系のごみ、キャンプ場のごみですけれども、粗大ごみが増えているのは確かです。ただ、この粗大ごみというのは産業廃棄物ではなくて事業系の廃棄物でありまして、粗大が増えているというのは、木の燃え残りが多く、キャンプ客が多いので増えております。これによって、この水をかけたりして燃えないようにするというような処理を行っていただいていまして、それが乾き切っていない状態で収集されているということもありますので、ごみの量は確かに増えてはおります。

(「それを町が何で支払っているのかという質問」と言う者あり)

税住民課長(石原千明君) 今、由本議員がおっしゃられているのは、ごみとかでそういった 負担がし尿に関しても増えているのは事実は事実ですけれども、その町がキャンプ場や観光 協会に対して負担がし尿とごみの分で増えている、負担をしているのに補助金をどうして 90万円を出すのかというのは、今問われていることだとは思うんですけれども、その増え ている根拠という、負担している根拠というのは、私のほうはちょっと管轄外なのでお答え はできないんですけれども、管轄外というか、把握していませんのでお答えはできないんで すけれども、ごみとかの負担金として町が増えているのは事実ということだけは補足させて いただきます。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

由本議員の御質問でございますが、申し訳ございません。私のほうも、そのごみ処理の費用の負担の関係というのは把握できておりません。認識しておりませんでした。申し訳ございません。この補助事業につきましては、あくまで観光協会さんが行っていただいている観光事業に対する補助金という形で支出させていただいておりますけれども、そういった事情も勘案しながら、補助金の支出についてはまた検討が必要になってくるのかなと考えております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 由本議員、質問なんですけれども、実際に事業者が払っている以上にお

金がかかっているが、その差額を町が払っているのはなぜやというのと、何でそこにさらに 90万円の補助金を出しているかということですよね。

5番(坂本英人君) あと、町長は、町が、観光協会が支払っていると言い切っているよということを言っているからね。そのおかしな答弁あるでしょう。その説明は。

議長(西 昭夫君) それには答えられていないですよね、由本議員。 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの由本議員の御質問に対してちょっと補足させていただきます。 産業廃棄物、事業系の一般廃棄物ですが、これは原則として排出した事業者が処分する責務というのがございます。その費用についてどういうような形で請求されているのかということになってきますと、不燃物及び粗大ごみについて広域連合の条例で1キロ幾らというふうに決まっておるわけでございます。町に対しては、実際に処理費用が幾らなのかということで、粗大ごみの手数料、それから実際に払っている差額がどうやら請求されておるということになっていると。それが結果的に河川敷のキャンプ場から出てくるごみが増えると、増えた量に応じて町に対しての請求が増えるという形になるのかなというふうに思っています。

し尿処理については、若干計算方法が異なりますけれども、やはり処理量が増えると町が 支払うべき経費が増えてくるということになっております。

この問題に対して、まず東部連合の条例の手数料について、これが非常に実態とそぐわないのではないかということでお話をさせてもらって、一定理解していただいておるんで、これについては見直していくべきやということで一応の合意は得られています。

観光協会の補助金については、観光協会の負担金としてお支払いするべき金額ということで、これと産業廃棄物が多いからといって、それを相殺するのはちょっと違うのかなというふうに思います。この負担増になっている分については、別途、観光協会のほうに何らかの形で負担してもらえるようにということでお話はしております。

以上です。

(発言する者あり)

議長(西 昭夫君) 町長、そもそも東部連合の条例で単価が低いから、その差額分は自治体 で補塡せなあかんということですか。

町長(中 淳志君) はい。

議長(西 昭夫君) それは、事業者も住民も同じということなんですか。税住民課長。 税住民課長(石原千明君) 負担金のことについて補足させていただきます。 事業系のごみにつきましては、連合のほうで一般のごみと一緒に処理のほう、最終していただいてはいるんですけれども、実際、処理費用が収集の費用よりも上がっている分は、町の負担になっているということは事実でございます。この件につきましては、笠置町だけで条例改正とかそういったことはできませんので、東部連合のほうにまた見直しの検討をしていただくようにお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

議長(西昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

石原課長、説明いたしました東部連合で規定しております排出者のほうから徴収する金額と、それから実際に処理にかかっている金額に差が生じているということとなります。もちろん観光協会、キャンプ場から出たごみにつきましては、観光協会さんのほうで東部連合のほうに収集といいますか、排出されています。出されています。そのトン数に応じた金額も徴収されておりますけれども、今、実際に処理にかかっている経費が住民から出るごみも全部含めて処理経費というものが上がってきておりますので、全体の処理経費が上がっておりますので、町の負担も増えてきている。差が出てきてしまっている。排出事業者は東部連合にきっちりトン数のお金を支払われています。ただ、町のほう、その処理にかかる経費というものが、住民のごみを含めて上がってきておるので、差額は生じているというところです、差額。排出事業者、河川敷のごみがこれだけの金額を払っておられます。でも、処理にかかった経費はこんだけ全体でかかっています。ですので、この分が町の負担にならざるを得ない状況になっています。それは一般住民さんは、ごみ袋を買ったと……

(「河原だけのごみ」と言う者あり)

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 河原だけのごみは、そこの事業者さんが払われている金額と、処理にかかっている金額の差があるので、その部分は町が負担せざるを得ないことになっています。排出事業者さんもしっかりと金額は、トン数に合わせて支払われていますけれども、今、石原課長が言いましたように、そこの見直しについては、3町村共同、一緒になってきますので、連合のほうで条例の見直しなりを検討してほしいということでお話をさせてもらっているということです。

(「この90万円を補助する」と言う者あり)

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) そうですね、大西課長のほうからありました ように、今のこの補助金に当たっている部分については、ライトアップであるとか、飾りつ けの経費とか、全体の観光協会の事業に対して出していましたので、先ほど大西課長もありましたように、そういう経費等もございましたら、観光協会さんへの補助金というところの 内容の見直しみたいなのも必要になってくるんじゃないかというのは思います。

もう一つ、し尿処理につきましても、観光協会さんも処理量に合わせてし尿券も買っておられますが、それについても全体の経費が上がって、処理経費も上がってきますので、町の負担は増えております。どちらについても、観光協会さんは全く負担なしということではなく、自分のところの分はきっちりとお支払いいただいておりますけれども、その分は町が処理量なりに応じて負担していっているというところになっています。

言われたように、補助金、この90万円の補助金につきましても、全体の経費等を考えた中で申請なり、交付に関しては商工観光課、税住民課等も交えた中で検討していく、見直しをしていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議長(西昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

やはり河川敷の関係の収支を見ていただいて、その分は判断するということになろうかと思うんです。それで、利益があるんでしたら、こういった経費が町負担、町民の負担になっておりますので、その分をやっぱりそちらの経費に充当していただくということが必要かと思うんです。先ほど町長が、その観光協会と負担について話合いをしていると、これ何年前までの分を遡って、そうしたら経費を負担してくれというような話をされているのか、そのあたり説明していただけますか。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの由本議員の御質問でございます。

何年前というお話はしておりません。少なくとも……

(「それを聞いている」と言う者あり)

町長(中 淳志君) それはしておりません。取りあえず、ある程度の金額、赤字がこれぐらい出ているのではないかと思うので、取りあえず、今年と来年については思い切ったお金を協力金の形で払ってもらえませんかというお話をしてきて、向こうも事業者ですので、予算とかもありますから、また役員会等々終わったら、どの程度のお金をお支払いできるかというお話をされると思いますので、それのお返事を待っている状態でございます。

遡って何年分ということになってくると、一体いつから赤字になっているのかというのを

全部調べんといかんので、そうしたことも含めて、まだそこまでの検証はできていないところです。

以上です。

議長(西昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

やはり、そういったところをちゃんと検証されて、こういった予算に上げていただくべきだと思うんです。これが町民の負担になっているわけですからね。町長ももう就任されて3年がたとうというような状況の中で、まだそういうのが検証ができていなかったいうことだと思うんですけれども、そもそもそうしたら、この90万円という予算ですね、詳細な説明ができないわけですよね。それなのに、どうしてこうやって計上されてきたのかというのは疑問に思うわけですよ。ごみも先ほども言いましたように、この令和5年度でも102万円以上の町負担、町民負担が発生するというような状況の中で、よくこういった90万円という補助金を上げられてきたか、ちょっと不思議に思ってならないんです。そのあたりちゃんと精査をしていただきたいと思います。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

先ほど参事の答弁の中で少し気になったので確認させていただきたいんですけれども、観光協会に対する補助金の内訳の中に、桜のライトアップやったりみたいな答弁があったかと思うんです。さくらまつりとかもみじまつりありますよね。あれの予算の内訳というのは、どういう、いかほどになっているのかというのがちょっと気になるんです。どういう部分が足りんからサポートしているのか、それとも、そもそもライトアップ費用というのは予算で計上されているんじゃないのかというふうに、今、僕の認識ではいているんですけれども、そこら辺、ちょっと細かく説明していただきたいなと。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますが、先ほど参事が申しましたライトアップ、観光協会の補助金の中のライトアップといいますのは、春に河川敷の桜をライトアップしていただいている事業のライトアップでございます。そのほかにも、商店街の飾りつけ事業等の事業として補助金を支出しているということでございます。もみじ公園のライトアップにつきましては、本年度につきましては四季彩祭実行委員会が行っておりますので、そこに補助

を出しているという形になっております。 以上でございます。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) ほな、さくらまつりの30万円の内訳にはライトアップ費用は入っていないということで、それをあえて補助金で支出して、ライトアップをしていただいているというような解釈でいいと、分かりました。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。6番、田中議員。

6番(田中良三君) 5番、田中です。

今言わはった桜の保全事業で189万円出ていますわね。これ、数年、10年になるかならへんか前に、桜と紅葉の観光で3,000万円か4,000万円寄附を頂いていますわね。その金の残高はまだあるんですか。

議長(西昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問でございます。

桜の保全事業の財源とさせていただいております寄附を頂いた3,000万円につきましては、これまでこの本事業に充当してきておりますので、基金の残高といたしましては561万435円、現在残高がございます。

以上でございます。

議長(西昭夫君) ほかに。大倉議員。

3番(大倉 博君) 67ページの下のほうに全国南朝の歴史資産等所在市町村活性化協議会というのがありますね。これは、まずどういったことを目的というか、どれぐらいの市町村がおられるのか。というのは、以前この日本遺産登録のときに、前副町長にとにかく笠置町単独か、こういう市町村との関連との両方を言われたんですけれども、もう市町村等は日本遺産と何か間に合わないということで、私、企画理事室も行きまして、そんな話もしたことあるんです。取りあえず笠置だけのやつをやったんですけれども、結局はもう駄目になったんですけれども、これはどういった協議会なのか、取りあえず、例えばちょっと新聞報道やったかな、楠木正成の大河ドラマとか何かちらっとそういうようなことが載っていたと思うんですけれども、今度、藤原道長がNHKの大河ドラマ、来年やるということで、あれも笠置に来ているんですよ。だから、そういったこと、どういったことを協議されているのか。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問でございますが、議員おっしゃっていただいたとおり、楠木 正成公の関係の協議会でございまして、本町のほかに、全て申し訳ないですが把握できてお りませんけれども、大阪府の市町村等がメンバーになりまして、楠木正成公の顕彰といいま すか、関係する事業をされているところでございます。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 3番、大倉議員。

3番(大倉 博君) それやったら、関係市町村とやはり、これは大河ドラマやからNHK、春の坂道のときは確かに物すごかったんですね。当時、萬屋錦之介がこの笠置館にも泊まったりして、長いことおりました。やっぱり観光というのはすごいなと、あの当時は思いましたね。やっぱりそういうふうになったらいいんですけれども、なかなか今の時代、難しいとは思うんですけれども、ぜひともそういう、たしかこれ新聞報道にちょっと載っていたと思うんですけれども、そういうことで。楠木正成だけですか、ほかの後醍醐天皇まではいかない。そうですか。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

楠木正成公を中心にされております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

私も、67ページの観光事業の中の各イベント事業費補助金についてお伺いしたいと思います。

町長は、花火大会につきましては、笠置駅構内の安全対策が確保できないからと言って見送りをされてきたと思います。また、鍋フェスタにつきましても、長年やってきたイベントを別の食のイベントを行うということで、これも見送りされてきました。これらの問題点が解消されたから夏まつり&花火大会とごちそうフェスタを実施するということなのか、その点詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長(西昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの由本議員の御質問でございます。

まず、花火大会についてですが、非常に人が集中、観光客が集中すると危険な状態になる

ということで、十分に群集事故が生じないようにということで、それでできるかどうかということで警備会社のほうと十分その打合せをやっていただいたというふうに聞いています。 それに基づいて、他の花火関連の予算というものを作成して、町の負担金について計上しております。

それから、食のイベントに関してですけれども、これは鍋フェスタの実績を基にどのような形で実施できるか、食のイベントという形になっておりますけれども、何遍も申し上げておりますように、鍋を出すなという話ではございませんので、どのような設備が必要なのかということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

少し補足といいますか、言わせていただきます。

まず、花火大会の件なんですけれども、混雑の問題が解消できたのかというお話でございましたが、現状の案ではございますけれども、笠置駅での混雑緩和の安全対策ということで、 出店を出さないとか、また来場者の分散を図るということで、いこいの館を利用したところで何かイベントをするとか、そういったようなことについては、案ではございますが、出ております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

花火大会につきましても、町民の方、かなり疑問視をされている方がたくさんおられます。 私も、トンネルの向こうに住んでおったら、花火大会にも来れないというような状況です。 道路が混んで、駐車場もないというような状況で、そういったことも楽しむことができませ んので、そういったこともあろうかと思うんですけれども、そういったことが疑問視をされ て反対をされている方がたくさんおられます。そういった町民の意見を集約していただいて、 また町民のためのイベントを実施していただきたいと思いますが、そういったお考えをお聞 きしたいと思います。

議長(西昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問、御意見でございますが、次年度につきましては、また各そ

れぞれのイベントごとに実行委員会を設けるという予定になっておりますので、その中で 様々な方に委員になっていただいた中で御意見をいただいて、町民の方にも楽しんでいただ けるような花火大会にできればと考えております。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

このイベントに各ついている30万円、350万円、100万円、300万円とついておりますが、これの内訳を、積算根拠を教えていただきたいなと思います。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。

各事業の予算の積算根拠ということでございますけれども、各事業につきましては、根拠 といたしましては、前回の開催実績を基に積算させていただいた中で、今回予算計上させて いただいております。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

さくらまつりについて言うたら、観光協会にライトアップは補助の部分でやってもらっている。僕やったら、そこのさくらまつりに入れたほうがいいんじゃないのかなと思うんです。経費としてライトアップまで含めた経費を支払って、1か月間、もみじまつりと一緒ですよね。期間を延ばせばいいんですよ。ライトアップ、今咲いていないけれども、ライトアップしているじゃないですか、現行。あれはあれできれいかなと思ったりするんです。そういう部分でも何かやるよという意思表示はできるやろうし、補助金としてその経費を支払うのというのは、僕ちょっと違うんちゃうかなと思ったりもするんで、そこは検討していただきたいなと思います。

夏まつりですね、夏まつりがこの今までと同じぐらいの経費で、じゃ、警備員を増やして、 寄附金、説明会のときには寄附金を募るので、経費的には大丈夫ですみたいな説明やったか と思うんですけれども、寄附、善意なんで、幾ら集まるか分からないじゃないですか。それ やったら、このお金の使い方をもうちょっと考えたほうがいいんじゃないのかと思うんです。 実際3年間やめていて、物価上がっているのに、そのままの経費というのも僕はあまり理解 ができていないというのがあります。もうちょっと計画性を持って、どんな事業をするかということが具体に言えて、この経費があるというのを示せないと、予算としてはあまりにも乏しいなと思うんです。

実質、先ほど田中議員からも聞かれていましたけれども、経済効果の部分でどうやってお金を生める事業にするのか、少しでも出費をどうやったら減らせるのか、由本議員が言うような、町内向けのイベントのフォローはどうやってできるんや、そういうことを考えながら事業提案していかないといけないんじゃないのかなと思うんです。

ごちそうフェスタ、今、町長も鍋置いたらあかんとは言っていないと、その時点で、笠置の町民からしたらちょっとはてな出ると思うんです。10年間ずっとやってきて、名前も通っている、笠置ロックのロゴを書いてくれた書道家さんにロゴまで作ってもらったわけですよね。ここまで経費をかけたイベントをやめちゃって、ごちそうフェスタと、もう京都府から借りてきたような名前をつけて、今回、うちの町やろうとする。仮称ですけれどもと言うんですよ。でも、名前が変わるということは、ものが変わるんですよ。それで前例踏襲でこの予算を上げましたと言われたら、僕は理解ができないんですよ。何をどの規模で、どうやるかということが分からないのに、予算が計上できる意味が分からないんですよ。そこをちょっと御説明いただきたいんですけれども、誰かしてくれますか。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) すみません、失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますけれども、鍋フェスタをどうして名前を変えて ごちそうフェスタになるのか、何も中身が決まっていない事業についてどうして予算が上げ られるのか、そういうお話だと思います。

私も、この時点で全ての事業内容が決まった中で予算計上できるのが一番いいのかなと思うんですけれども、現状、前回実績の予算計上となってしまっております。内容につきましては、それぞれの実行委員会で決めていただくというようなことではございますけれども、やはり町で一定こういった内容でということは必要になると思いますので、やはりそういったところをしっかり考えた中で、予算計上できたら一番よかったのかなとは思うんですけれども、現状、前年、前回実績の予算計上となってしまっているところでございます。申し訳ございません。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

# 5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

課長、謝らんでええんですよ。謝らんでええねけれども、やっぱり数字を出すんやったら、 根拠は必要。お金を使おうと、このお金を使いたいといって予算計上しているわけやから、 何をしますということを言えなあかんわけじゃないですか。当然、前と違うことをするんや ったら、やることを自分らで分かってやんと、何で名前がはまるのかなと思うんですよ。コ ンセプトとして名前のない何々とかというのがたまにあるじゃないですか。それは、いろい ろな人の色に染めてくださいねとかと、いろいろな事業をするときの思いがあるはずなんで すよ。ここへごちそうフェスタと書いてあるということは、食のイベントやということが分 かる。それをするのは分かんねけれども、何をするのか分からへん。それでお金くださいと 言うんですよ。結構強引ですよね。ましてや鍋フェス、みんな知っているじゃないですか、 町の人もね。なぜやめる理由があるのかが全く分からないです。鍋も置いたらあかんと言っ てへんじゃなくて、僕らの10年は何やったんと思うんですよ。継続は力なりとあるじゃな いですか。その辺の、その観光のどういう部分をついて、新しい時代の観光というのはこう なんですよというのが観光課にあって、それでこの名前なんですみたいな、新しい笠置の食 はこれなんですみたいな話があるんやったら別なんですけれども、端的に鍋フェスタ復活み たいなフェーズのほうが入りやすいような気もするんですよね。新しいことをするんやった ら、やっぱり根拠立てて物を言うてくれやんと、やっぱり理解できないんですよ。どんない いものがと聞いても、出てこないわけじゃないですか。それは実行委員会でもんでもらう。 それやったら実行委員会、60万円年間組むんやったら、もう自分らでやったほうが得なん ちゃうのと思ったりもするわけです。

町長は、先ほど何か、いこいのときには経営コンサルを連れてくる。もうそれでイベント 企画費持っているのなら、それをコンサルに投げてイベントをつくってもらったよろしいや んと。住民みんなボランティアせんでええんですよ。住民参加できるんですよ。みんな高齢 者になっていって、先輩の年上がっているのに、みんな棒を持って交通整理とかするんです よ、笠置の人みんな。350万円でできるところと手を挙げてもらったほうが早くないです か。コンセプトから何から何まで、いこいはそうやってするのに、何でイベントはせえへん のやろなと思うんです。何がしたいのか、僕にはちょっと分からない、今回のこの予算ね。 花火やってほしいと僕ずっと言ってきたから、花火やってほしいんですよ、めちゃくちゃ。 僕やったら、こうやるというのがあるんですよ。100%外さへんという事業提案できるんですよ。でも、誰も聞いてきてくれへんから、言う場がないんですよ。もう警備費を落とし

て、観光客をもっと盛り上げて、地元の人も大事にできるような祭りというのは絶対つくれるんですよ。もうここにあるんですけれども、もっとみんな真剣に考えましょう、できるから100%。町の収益の上げ方もある。もっと知恵出さんと、汗かかんと、なぜ僕1人が考えられて、皆さんが考えられないのか。やりたくもないことに金はめるから、できないんですよ。ちゃんとやろう。ちゃんと予算立てよう。これ住民に申し訳ないですよ。それについてどう思いますか。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいま坂本議員に貴重な御意見いただきました。今回、全てのイベントの予算については、前回実績という形で上げさせていただいた中で頂戴した意見だと思います。町民の方に楽しんでいただけるイベント、これまで花火ですと30回、鍋ですと10回続いてきたイベントです。やはり議員おっしゃるように、変えるならしっかりコンセプトを持った中で、町としてこういったものを、ここを目指していくんだというようなこともやはり必要なのかなと思います。また、花火の件につきましても、議員いろいろなアイデア持っているということでおっしゃっていただいております。そういった御意見を聞かせていただきながら、皆さんに楽しんでいただけるようなイベントにできればと思っております。今回につきましては、そういった形で具体的な事業の予算という形ではございませんけれども、前年実績並みの予算になってしまっております。実際いいイベントになるような形で皆さんの御意見を伺った中で、行っていきたいと思います。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

坂本議員から今いろいろな御意見をいただきました。大西課長からの商工観光課長のほうからもお答えさせていただきましたとおり、この予算のヒアリングをいたしました財政サイドの総務財政課としても、そういう観点で見ておりませんでした。昨年度並みではなく、これから発展させるような、そういう経費の持ち方というところはなかなか持てなかったところですので、今後の予算、ヒアリングなり計上の際には、そういう観点からもしっかりと見据えていきたいというふうに感じております。

以上です。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。2番、松本議員。

# 2番(松本俊清君) 2番、松本です。

先ほど質問された中で、町長の返答で鍋ということが出てきましたね。しかし、この予算には鍋フェスティバルの予算は入っていないんですよね。早く言うと、ごちそうフェスタ、 全然回答がなっていないじゃないですか。

それと、同時に、前回も言いましたけれども、笠置町は鍋フェスタの商標を持っているんですよ。なぜそれを簡単に名前を変えられたのか。そういう点は、どのように思われているのか、非常に議員さんと行政の答弁がおかしいんじゃないですか、議長。一言も鍋のことは言うてません。ごちそうフェアの300万円の話ですよ。なぜ町長の返答で鍋が出てくるんですか。おかしいじゃないですか。

それで、このイベントが行われる目的は何なんですか。まして、今日、さくらまつりはも う入っていますよ、30万円で。四季彩祭とか実行委員、どのように会議されて、どう決ま って、もうスタートされているんですか。その点、町長のほうから回答をお願いします。

議長(西昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、ごちそうフェスタの中に鍋が入っているのか入っていないのかということで、基本的に、何でごちそうフェスタという仮称になっているのかと言いますと、笠置の特産品、またジビエ、そうしたものを活用した食のイベントにしましょうと。そこに加えて、これまでやってきたいろいろな鍋のイベント、鍋ー1フェスティバルみたいなものも、もしもそろうんやったら一緒にやりましょうということで、ごちそうフェスタという名称、これも仮称でございますが、そうなっております。

それから、桜のお話ですが、これは桜のさくらまつりが4月1日から、もうこれは選挙の 関係もございまして、4月1日から実施すると。それについて、前宣伝をせないかんいうこ とで、チラシやポスターなんかが、今、チラシはもう配布されているところでございます。

四季彩祭実行委員会につきましては、ちょっとこの間も触れましたけれども、さくらまつりの反省会が終わった時点で、四季彩祭実行委員会については解散するということになっております。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問で、ちょっと補足をさせていただきます。

四季彩祭実行委員会がいつ頃開かれたのかというお話ですけれども、昨年12月6日に大まかなさくらまつりの内容、この3月7日に詳細な内容を実行委員会の中で検討していただいております。

以上でございます。

- 議長(西 昭夫君) 松本議員の質問の中に、目的は何かという質問があったんですが、それ が抜けていると思います。イベントの目的。松本議員。
- 2番(松本俊清君) 2番、松本です。

今、その返答は、私は町長と指名して聞いているんですよ。だから、町長から返答をもら わないことには。イベントの目的。違いますか。それなりに私は質問したつもりです、どう ですか。

- 議長(西 昭夫君) 質問に対しては答えられる人に答えてもらうようにしています。町長が答えられるときは町長に指名しますし、課長のほうが詳しいなら課長のほうを指名します。 目的については。町長。
- 町長(中 淳志君) ただいまの松本議員、申し訳ない。目的について御説明が抜けておりま した。

笠置町の観光でありますとか、食のPRを進めることによって、町内の事業者さん等々の 活性化や売上げのアップにつながるようなことをベースに、それぞれの事業を検討しており ます。

鍋に、鍋フェスタ、ごめんなさい。鍋フェスタをリニューアルしたという言い方が正確かどうか分かりません。鍋フェスタについても、ごちそうフェスタという仮称になっておりますけれども、鍋フェスタのコンセプトはそのまま引き継いだ形で、新たな食の魅力を再発見するイベントを実施したいということで、今回の提案をさせていただいております。

以上です。

- 議長(西 昭夫君) 2番、松本議員。
- 2番(松本俊清君) 2番、松本です。

今、目的何やと言うと、観光やという発言をされましたね。間違いないですか。ただ、さくらまつり、こういうことになってくると、東部地区にも観光に桜があるんですよ、ざっと。早く言うと、東部地区、薬師堂はありますし、関西電力発電所の閘門もあるんですよ。布目川の甌穴もあるんですよ。そういう観光のPRをどのようにされたのか、入っているんですか、ここに、さくらまつりの中に。それはどこが決められたのか、実行委員が決められたの

か、四季彩祭のメンバーが決めらえたのか、その点どうなんですか。

また、鍋についても、ごちそうフェアいうことになって、いろいろやらなという形で昨年 はやられていませんね、準備が間に合わなかったと。大体ジビエ、どういうものをPRしよ うとされているんですか。なぜ鍋やったらあかんのですか。私は鍋に固執しますけれども、 思いつきでこの名前を変えると、大変なことですよ。そんなのを分かって、やられているん ですか。何回も言いますけれども、鍋フェスタの予算は入っていないですよ、ここに。この 予算を見て、監修されているのは町長なんでしょう。なぜここに鍋という言葉が出てくるん ですか。そういう点も検討してもらって、返答をお願いします。

#### 議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) 町内のいろいろな観光資源についてのお話がまず1点ございました。その件について、さくらまつりとは無関係なのかということでございますが、町内の観光資源については、現在、写真の撮影、それから文章での紹介というようなことで、ホームページ等々で紹介して、これを今後紹介していくことになろうかと思います。ホームページについては、少しずつですけれども、写真の入替え等々をやっておるところでございます。

それから、看板商品の創設も含めての話なんですが、食の新たなという言い方をしたら、また語弊ありますけれども、今までと鍋フェスタとちょっと違った形での食のイベントを実施したいということで、新たなイベントを立ち上げていこうと。その際、鍋はどうなんねんというお話ですが、あくまでも計画の中では鍋フェスタをリニューアルしましょうと、鍋フェスタのコンセプトを引き継いだ形での取組をやりましょうという話は出ております。過去、鍋フェスタに参加していただいた出店者等々にも参加を呼びかけるつもりでございます。そこで、コンクールをするのかどうかというのは、まだ具体的な内容までは煮詰まっておりません。食のイベントということでは、そういうふうに考えております。

以上です。

議長(西 昭夫君) 2番、松本議員。

### 2番(松本俊清君) 松本です。

いや、これね、私言うてんのですが、この予算書については、一応監修をされているんで しょう。しかし、先ほどのごちそうフェアのときに質問したときに、町長は、鍋という言葉 を出しましたね。私は、そういうことから見ると、この予算にはそういうことがのっていな いと、それはどういうことですかと聞いているんですよ。分かりますか。それで、ごちそう フェアの中に鍋も入っています。今まで積み重ねてきた実績はどうなんですか。それも安易 にごちそう、ジビエでやる。だから、どういうことをやろうとしているんですか。

例えば、新聞で御存じと思いますが、美山町はやっているんですよ。いろいろパンフレットを作って、いろいろな方法をやっています。笠置はそういうことも考えて、ごちそうフェアをやられるのか。あまりにも思いつきで動かれるように思うんですけれども、どうですか。 先ほど言いました鍋フェスタについて、東京ではやっているんですよ、昨年。それに対して商標を持っている笠置、何か御意見言われたんですか。その点どうですか。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(中 淳志君) ごめんなさい。一応令和5年度の四季彩祭実行委員会、これはもう今潰すということになっていますけれども、事業計画を策定した段階で、食のイベントに関しましては、鍋フェスタのコンセプトを生かして、笠置の新たな食料理なども、これは笠置の食材を活用した食の体験イベントを構成すると。過去に鍋フェスタに出場していただいた、そうした事業者さんにもお声がけをさせていただくというのが基本的なコンセプトでございます。鍋ー1グランプリの名前を東京のどこかで使われていたというのは、私、何かのときにちらっと聞きましたけれども、それに対して町のほうから抗議したというようなことはございませんでした。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) ほかにありませんか。

(「休憩」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) それでは休憩します。

休 憩 午後3時51分

再 開 午後4時04分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き再開します。

皆さんに申し上げます。質問と答弁が少し長くなってきていますので、簡明にお願いします。

それでは、商工費の質疑、ほかにありませんか。1番、向出議員。

1番(向出 健君) 1番、向出です。

鍋フェスタを中心にするということで言われています。ごちそうフェスタに対しては、そういう説明がありますが、それであれば、やはり鍋フェスタという名称にもう一回戻すほうがいいんではないかというふうに思うんですが、そのことについては全く触れられていませんけれども、鍋フェスタにして、ジビエと特産品もという形にしたほうがうまくいくんじゃ

ないかと、名称的なことなんですが、そこは一切何もないんですか、どのようにお考えでしょうか。

議長(西昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、仮称という形でございますので、これからまた実行委員会の中で正式な名称が決まっていくんだろうと考えております。その中で、また鍋フェスタ、プラスアルファになるのか、全然違ったものになるのかということになろうかと思いますけれども、今日、皆さんの御意見を伺った中で、10年間、鍋フェスタやっていた中で、なぜ名前を変えるのかといった御意見もいただいております。そういった御意見も参考にさせてもらいながら、名前のほうは決定していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 1番、向出議員。

1番(向出 健君) 1番、向出です。

このごちそうフェスタだけではないですが、観光事業というのは、1つは、一度来ていただいた方が、また笠置に訪れたりと、そういうふうにして人の流れをつくる、リピーターをつくるというのも大きな大事な視点かと思います。そして、一番苦労するところではないかとも思いますが、そのあたりはどういうふうにお考えなのか。

例えば以前、鍋フェスタで優勝した鍋が、笠置町内のお店で食べられるようにしてはどうかとか、そういう案も出ていたとは思うんですけれども、そういうふうにつながるようにしていかないといけないと思いますが、そこら辺についてはどういう議論があって、どういう案が出ているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的な中身の協議というのは、まだ現状はできていないところでございますけれども、 現在のところでは、地元の事業者さん、町内、近隣、和東町、南山城村も含めた中で、イベ ントの中で出店していただいてということで考えております。やはり来ていただいた中で、 今言っていただいたように、次に来られたときにそれがまた楽しめるといったようなことも 重要かと考えておりますので、そういったことも含めてまた検討していきたいと考えており ます。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) 1番、向出議員。

1番(向出 健君) 1番、向出です。

こうしたイベントというのは、例年、花火大会でいえば30回、鍋フェスタでいえば10回やってきたということで、蓄積されているノウハウとか議論とかがあると思うんですけれども、これまでなかなかそういうところを明確に回答がなかったりとか、一部、花火大会とかいろいろ御意見のまとめたものとか、目にしたことがありますけれども、それが実際生かされている場面といいますか、行政からそういう形のものがなかなか出てこないというところで、そこら辺やっぱりきちっと今回は出していただきたいと、意識的にそういう視点を持って、どのようにしたら活性化につながるのか、どういうふうに本当に具体的にするのか、この点を今後きちっと出していただきたいと思います。

議長(西 昭夫君) 商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

これまでの蓄積されたノウハウを生かしながらということで、花火大会につきましては、これまで観光協会さんですかね、中心に四季彩祭ができるまではやっていただいておりました。そういった中で蓄積されたものもございます。また、今回の部分につきましても、しっかり残していった中で、30回、10回、花火なら30回、鍋なら、鍋フェスタ、ごちそうフェスタなら10回という形になりますので、これが継続して続けていけるような形でしっかり検証等をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(西昭夫君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西昭夫君) これで商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

72ページの住宅管理費についてお伺いしたいと思います。

以前、町営住宅の管理コストについては、12月の定例会で73戸と発言をされておりましたが、条例の戸数を確認しますと79戸で差異があるんですが、そのあたり、どういう認識をお持ちなのかお聞かせください。

議長(西 昭夫君) 建設産業課長。

建設産業課長(福島 学君) 失礼をいたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町営住宅の戸数でございます。笠置町の町営住宅設置及び管理条例につきましては、79戸になっております。ちょっと確認させていただいたところ、さきの12月議会でお答えさせていただいた戸数、3地区、73戸が現状でございます。異なっている要因につきましては、本来、取壊しをした時点で条例にも反映させなければならないのですが、条例を触れていないことが要因でございました。大変申し訳ございませんでした。

今後、条例の修正等をさせていただき、このようなことがないよう確認をし、条例に沿って進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただけたら幸いです。

以上でございます。

議長(西昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

そうしたら、条例のほうを正確な数字に置き換えて、条例の修正をお願いしたいと思います。

それと、町営住宅なんですけれども、以前、サテライトオフィスのときに、町長はトイレが大事だというような発言をされておりました。町営住宅についてもトイレが大事だと思いますが、こういった修繕等の経費については、そういったものは含まれているのかどうかお考えをお聞かせください。

議長(西 昭夫君) 建設産業課長。

建設産業課長(福島 学君) ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。 トイレの関係でございます。

さきの議会のほうでも衛生面の関係でトイレが大事だということはお聞かせいただいていたかと思っております。町営住宅につきましては、長寿命化計画に沿って改修なり建て替えなりを徐々に進めていく所存でございます。そのときに、今、洋式化なり衛生面できれいにできるような形で、そこも併せて一緒にさせていただきたいなと思っております。近々で今現在のトイレが壊れた等々のお話が出たときには、洋式で快適なトイレに改修することも検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西昭夫君) これで土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

消防団費なんですけれども、今年から報酬の支払いが変わるということで、僕も現役の団員として1つ心配事というか、在職はしているが、来られていない、来れない団員というのがいるんですけれども、それの取扱いというか考え方というのは、町は今どのようにお持ちなのか。その方々が退団された場合、それが固まって退団されたら結構な額面が動くかと思うんですけれども、どういうふうな考え方をお持ちで予算を今回編成されているのか、お聞きしたいと思います。

議長(西昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

今の坂本議員の御質問ですが、いわゆる幽霊団員と言われる方もいらっしゃるかと思います。それぞれの消防事業につきまして、理由なく参加されていないという方もお聞きしております。ここ数年、各部におきまして、そういう方につきましては整理をお願いしていたところでもございます。仕事や家庭の事情等で参加できないという方もいらっしゃるかと思いますが、そういう理由もなく在籍だけという方については、今言いましたように、一旦各部のほうで整理をお願いして、退職、退団いただくような形になるのかなというふうに考えております。

もちろん、今、定数条例、先日の議会で可決いただきまして90名となったところではございますけれども、できるだけ消防団に入団していただく方について募集を行っていき、確保していきたいと、住民の火災であったり安全を守るためにも、消防団、非常備消防団というのは大切な役割を担っていただいておりますので、団員の確保については引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長(西昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 僕が心配しているのは、各部がその団員に対して折衝するのか、それと も行政側が責任を持って話をしてくれるのかというところも、すごく重要になってくるのか なと思うんです。消防団に対して、もうこれ以上の、いろいろな気を使うんですよね、やっ ぱり。当然入るときは頼んで入ってもらう人もいるし、いろいろな家庭の事情で笠置から県 外へ出たパターンもあるし、いろいろな状況があるんですよ。それを消防団に任せるのは、 あまりにもちょっと酷かなと思うんですけれども、行政はいかようにお考えかお聞きしたい。 議長(西 昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

坂本議員の御質問です。

今現状、ここお願いしているのは、部長なり部を通じて団長はじめ整理いただいていると、 声かけいただいているというところでございます。入団につきましても、部にお任せしてい るというところはございますが、町のほうといたしましても、広報等を使いまして積極的に 入っていただく広報等も必要やと思っておりますし、消防主任のほうを窓口といたしまして、 必要に応じて町のほうもお力、微力ですけれども、何かお手伝いできることがあればという ふうには思っております。

貴重な、ほんまに今言っていただいたように、町外に出ていただいた方でも継続して入っていただき、事業にも参加していただいております。訓練等も参加していただいたりしていますので、そういう方につきましては、すごくありがたいと思っておりますし、貴重なお力やと思っております。町としても、何か消防団だけに、団員の方だけにお任せするのではなく、町としても関わっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(西 昭夫君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(西昭夫君) これで消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで教育費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで公債費の質疑を終わります。

次に、11款諸支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで諸支出金の質疑を終わります。

次に、12款災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで災害復旧費の質疑を終わります。

次に、13款予備費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

76ページの予備費です。前年度と比べまして200万円が増額となっております。この 詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長(西 昭夫君) 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

予備費につきましては、本当に緊急時で使うというところで、通常使う想定ではないんですけれども、昨年度まで100万円の予備費を計上しておりました。本当に緊急時、災害等起こった場合100万円で何が、どれぐらいの期間賄えるかというところの不安が残ってきたところでございますので、今回300万円に増額をさせていただいたところです。増額したからといって、ほかに、どれに充当するというところではもちろんない経費でございますが、今言いましたように、災害時等の緊急対応につきまして増額としたところでございます。

以上です。

議長(西 昭夫君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西昭夫君) これで予備費の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後4時20分

再 開 午後4時40分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き再開します。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対の者の発言を許します。 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 5番、坂本です。

まず初めに、これが反対で通れば、住民に大きな不安を抱かせてしまうことになるかもしれません。そのことを深くおわびしたいなとは思っております。しかしながら、この5年、

笠置町の予算というものに携わってまいりまして、今年度ほど説明が理解にくい、そんな予算はありませんでした。何が実績として上げられるか分からない人件費に1,980万円、そんな余裕は確実にないと思ってもおりますし、3年間新型コロナウイルス感染症で開催できなかったイベント予算についても、何の整合性もなく根拠もない。ホームページも、400万円の経費をかけてまでやらなあかんことなんかと。ほんまに今、町に必要な予算がそこなんかと、つくづく感じました。修正案も考えましたが、いま一度、行政には一度でも立ち止まって自分たちの置かれる役割と責任、そして、これからもっともっと苦しくなっていく町政運営を考えていただきたい。

そして、町長には、この町をどうつくり上げていくのか、3年間何をしていたのか、どうしていきたいのかをやっぱり聞きたかったです。その説明がない以上、この予算を理解することはできませんでした。予算をつくるに当たって、職員が遅くまで残り一生懸命仕事をしていたのは、よくよく理解をしています。ただ、笠置町の限られた財源と残された時間を、皆さん、もう一度本気で考えてください。この思いを反対討論とさせていただきます。

議長(西 昭夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで討論を終わります。

これから議案第23号、令和5年度笠置町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第23号、令和5年度笠置町一般会計予算の件は 原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立少数です。したがって、議案第23号、令和5年度笠置町一般会計 予算の件は否決されました。

議長(西 昭夫君) お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

第4日目は3月29日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

延 会 午後4時45分